

意見提出手続

平成27年10月19日

市民の皆様へ

旭川市長 西川 将人

「第8次旭川市総合計画 基本計画(案)」に対する意見等の募集について

現在、旭川市では、平成28年度を始期とする第8次旭川市総合計画の策定を進めております。

つきましては、「第8次旭川市総合計画 基本計画(案)」に対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施しますので、御意見、御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

1 意見募集期間

平成27年10月19日（月）～平成27年11月18日（水）

2 意見募集のテーマ

「第8次旭川市総合計画 基本計画(案)」(別紙)に対する意見、提言など

3 添付資料

- ・第8次旭川市総合計画 基本計画(案)の概要
- ・第8次旭川市総合計画 基本計画(案)
- ・〈参考資料〉 成果指標一覧
- ・意見提出手続「意見書」

4 意見の提出先及びお問い合わせ先

〒070-8525

旭川市6条通9丁目 総合庁舎4階

旭川市総合政策部総合計画課

電話：(0166) 25-9721 FAX：(0166) 25-6515

電子メール：sogokeikaku@city.asahikawa.hokkaido.jp

5 意見の提出方法

別紙、『意見提出手続「意見書」』に、御意見等を記入の上、次により提出してください。（使用できる言語は日本語のみとします。）

- (1) 郵送または持参
- (2) ファクシミリ送信
- (3) 電子メール（Eメール）送信
 - * 電子メールで意見を送信する場合、「意見書」の書式は旭川市ホームページの意見提出手続のページからダウンロードできますので、御活用ください。
- (4) 電子申請
 - * 旭川市ホームページの意見提出手続のページから直接御意見を送信することができます。
- (5) その他
 - 各支所（東部まちづくりセンターを含む）、各公民館の窓口に設置する『意見書提出箱』に投函いただくこともできます。
（各支所は出張所、各公民館は分館を除きます。）
 - * 投函にあたっては、「意見書」を封筒に入れたり、4つ折りのうえホチキス止めするなど、表から氏名、住所等が見えないようにしてください。

※「意見書」を使用しないときは、御意見のほか、次の事項を必ず記載してください。

(ア) 氏名・住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地と代表者の氏名）

(イ) 意見提出者の区分 ～ 「意見書」を御覧ください。

(ウ) 意見提出手続の対象施策の案の名称 ～ 「第8次旭川市総合計画 基本計画(案)」と記載してください。

6 意見提出手続の結果について

提出された御意見と御意見に対する市の考え方は、取りまとめを終え次第、公表いたします。公表に関する書類は、総合計画課（総合庁舎4階）、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、総合庁舎案内、第二庁舎案内、第三庁舎案内、各支所、各公民館、各住民センター・地区センター、東部まちづくりセンターで配布する予定です。

また、本市ホームページでもお知らせします。（<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>）

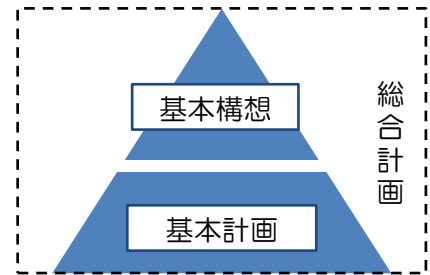
お寄せいただいた御意見は、公表いたします。（氏名・住所等の個人情報除きます。）

第8次旭川市総合計画 基本計画(案)の概要

総合計画とは

第8次旭川市総合計画(※1)は、平成28年度から12年間の新たなまちづくりの指針であり、「基本構想」と「基本計画」の2つに分かれています。

(※1)本市では、昭和31年度以来、7次にわたり、市政運営の長期的な方向を示す総合計画を策定し、まちづくりを進めています。



基本構想とは

基本構想とは、市民と行政などが目指す都市像とその実現に向けた基本的な方向性（基本目標、基本政策の概要等）を共有しながらまちづくりを進めていくための「将来ビジョン」を示すものです。

期間は平成39年度までの12年間とし、平成39年度の推計人口は31万2千人としております。

なお、基本構想は、総合計画課のホームページからご覧になることができます。

(<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/sogokeikaku/>)

都市像は、

「世界にきらめく いきいき旭川
～笑顔と自然あふれる 北の拠点～」
だよ。皆さん、覚えてね。



旭川市シンボルキャラクター
あまっぴー

基本計画とは

基本計画とは、基本構想の実現に向けて、基本政策毎の取組の方向（目標像、成果指標、施策など）を明らかにした「基本政策プラン」です。

期間は12年間とし、4年毎に見直すこととしています。

基本計画の特徴

- 次の3つの重点テーマに基づく施策を「重点施策」として設定し、重点的に推進します。

[重点テーマⅠ] **こども 生き生き 未来づくり**

子育て支援や教育など、まちの未来を担う「こども」に関する施策

[重点テーマⅡ] **しごと 生き生き 賑わいづくり**

地場産業の振興や新たな産業の創出など、まちの賑わいと活力を生む「しごと」に関する施策

[重点テーマⅢ] **地域 いきいき 温もりづくり**

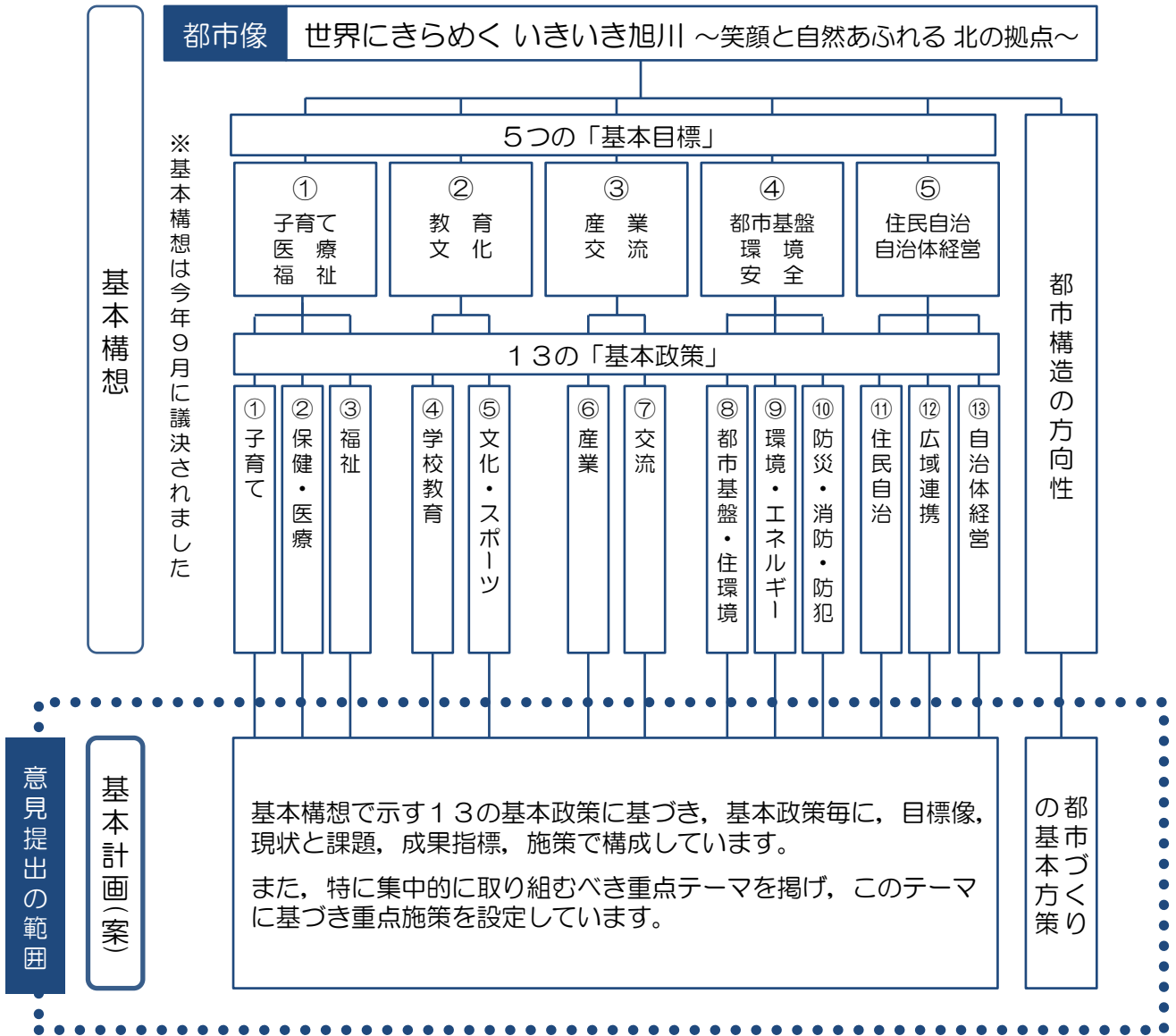
地域主体の活動に対する支援など、まちの温もりを支える「地域」に関する施策

- 将来にわたり市民の暮らしを支え続ける都市の在り方を「都市づくりの基本方策」で示します。
- 計画の達成度合いを客観的に分かりやすくするため「成果指標」を設定します。

第8次旭川市総合計画の体系

第8次旭川市総合計画の体系は以下のとおりです。

基本計画の具体的な内容は、別紙「第8次旭川市総合計画 基本計画（案）」をご覧ください。



今後の予定

平成28年度からの第8次旭川市総合計画の策定に向けて、この意見提出手続（パブリックコメント）でいただきました市民の皆様からのご意見のほか、総合計画審議会からの答申などを踏まえ、今年度内に基本計画を決定する予定です。

第8次旭川市総合計画

基本計画

(案)

目 次

1	基本計画の趣旨	1
2	基本計画の期間	1
3	第8次旭川市総合計画の体系	2
4	都市像の実現に向けての重点テーマ	4
5	基本政策	
	・ 基本政策1	6
	・ 基本政策2	8
	・ 基本政策3	10
	・ 基本政策4	12
	・ 基本政策5	14
	・ 基本政策6	16
	・ 基本政策7	18
	・ 基本政策8	20
	・ 基本政策9	22
	・ 基本政策10	24
	・ 基本政策11	26
	・ 基本政策12	28
	・ 基本政策13	30
6	都市づくりの基本方策	32

1 基本計画の趣旨

(1) 目的

基本計画は、基本構想に掲げる目指す都市像や基本目標の実現に向けて、基本政策ごとの取組の方向を体系的に明らかにした「基本政策プラン」として、総合的かつ計画的な施策展開を図るために策定します。

(2) 構成

基本計画は、基本構想で掲げた5つの基本目標と13の基本政策に基づき、福祉・子育て、教育・文化、産業・交流、環境・都市基盤、住民自治や自治体経営などの基本政策ごとに、目標像、現状と課題、成果指標、施策で構成しています。

さらに、基本構想の「都市構造の方向性」に基づき、「都市づくりの基本方策」を示しています。

なお、成果指標は、基本政策に掲げる目標の達成度合いを客観的に計るために設定するもので、目標値を定め、計画の進捗管理に活用します。

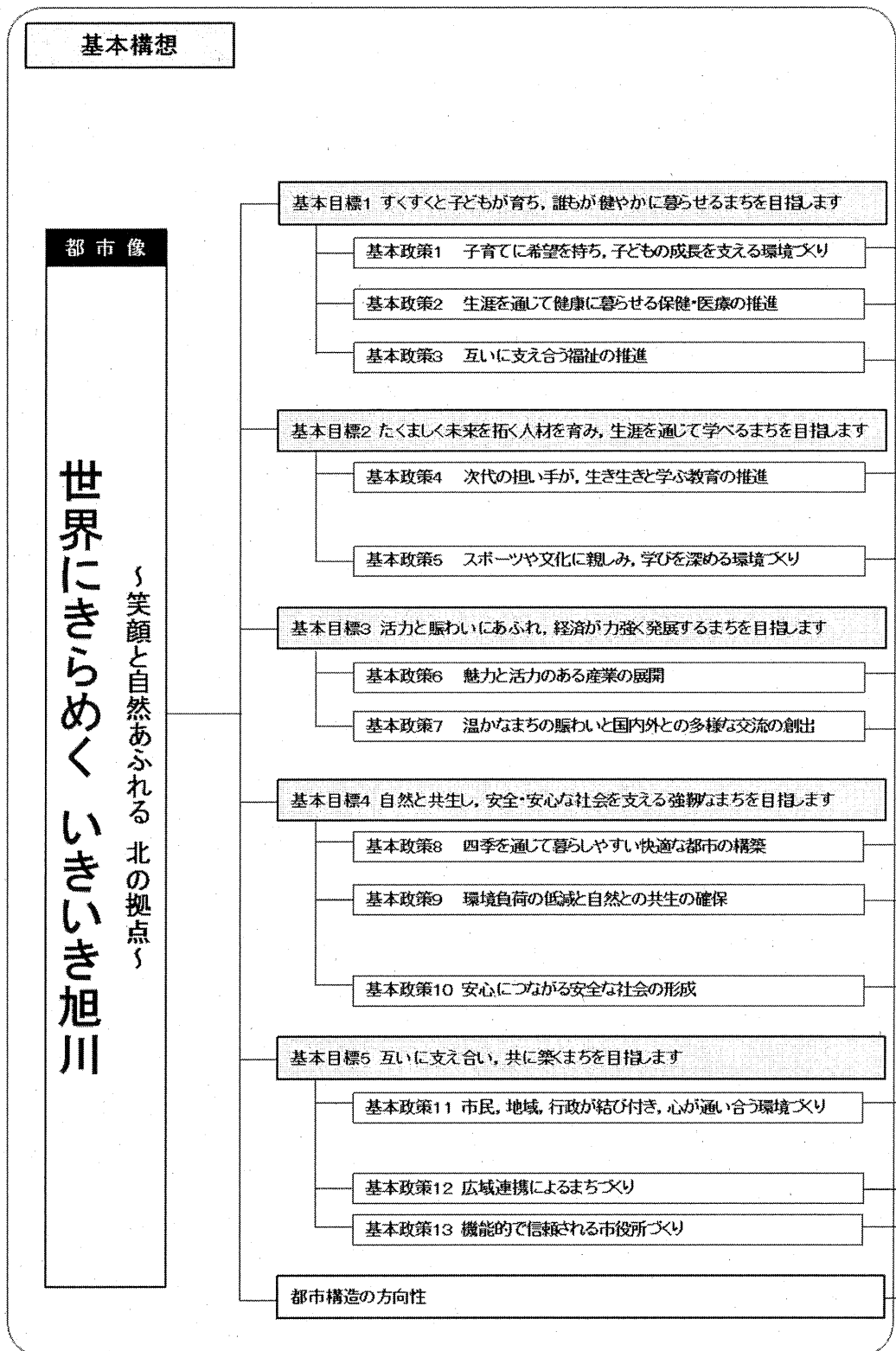
また、本市の諸課題の解決に向けて「選択と集中」を図るため、29の施策のうち特に重点的に取り組む「重点施策」を設定します。

2 基本計画の期間

基本構想と同様に、平成28年度（2016年度）から平成39年度（2027年度）までの12年間とします。

なお、基本計画の実効性をより高めるため、社会経済情勢の変化等を踏まえて原則4年ごとに見直します。

3 第8次旭川市総合計画の体系



基本計画

重点テーマ

こども 生き生き 未来づくり

しごと 活き活き 賑わいづくり

地域 いきいき 温もりづくり

重点 施策1 妊娠・出産・子育てに関する支援の充実

重点 施策2 子育て環境の充実

施策1 市民の主体的な健康づくりと安心な医療の推進

施策2 安全な衛生環境の確保

施策1 適切な福祉サービスの提供

施策2 互いに支え合う地域福祉の充実

重点 施策1 社会で自立して生きていく力を培う教育の推進

施策2 安全・安心な教育環境の整備

施策3 家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりの推進

施策1 生涯を通じた学びの振興

施策2 個性豊かな北国らしい文化の振興

重点 施策3 スポーツ・レクリエーションの振興

重点 施策1 魅力の活用、発信と競争力の強化

重点 施策2 地域産業の持続的発展

重点 施策1 まちの賑わいの創出

重点 施策2 まちの機能強化と国際化の推進

施策1 市民生活を支える都市機能の維持

施策2 暮らしやすい都市環境の充実

施策1 自然共生社会の形成

施策2 循環型社会の形成

施策3 低炭素社会の形成

施策1 危機対応力の強化

施策2 交通安全と防犯体制の充実

重点 施策1 市民主体のまちづくりの推進

重点 施策2 地域主体のまちづくりの推進

施策3 男女共同参画社会の形成

施策1 広域自治体ネットワークの強化

施策1 信頼に応える市政の推進

施策2 効率的で効果的な行財政運営の推進

都市づくりの基本方策

4 都市像の実現に向けての重点テーマ

第8次旭川市総合計画では、目指す都市像である「世界にきらめく いきいき旭川 ～笑顔と自然あふれる 北の拠点～」の実現に向けて、特に戦略的・横断的に推進する重点テーマを掲げ、このテーマに基づき、基本計画の施策分野の中から、計画全体の着実な推進を先導していく「重点施策」を設定します。

(1) 重点テーマ設定の視点

国と地方にとって、少子高齢化・人口減少の進行が共通課題となっており、本市においても子育て環境の充実をはじめ、市外からの移住促進や学生など若者の流出防止等の人口減少対策の強化が求められています。

また、市民一人一人が生き生きとした暮らしを送るためには、本市の恵まれた地域資源を最大限に活用し、まちの魅力を高めていくことが重要です。

こうした、「人口減少の抑制」と「魅力的な地域づくり」を効果的かつ集中的に推進するため、まちの未来を担う「こども」、まちの賑わいと活力を生む「しごと」、まちの温もりを支える「地域」に視点を当て、次のとおり重点的に取り組む3つのテーマを設定します。

- | | | | |
|---------|-----|------|--------|
| ●重点テーマⅠ | こども | 生き生き | 未来づくり |
| ●重点テーマⅡ | しごと | 生き生き | 賑わいづくり |
| ●重点テーマⅢ | 地域 | いきいき | 温もりづくり |

(2) 重点テーマに基づく重点施策

重点テーマⅠ こども 生き生き 未来づくり

人口減少をできる限り抑制するため、これまで取り組んできた待機児童の解消や医療費助成などのほか、結婚、妊娠、出産、子育てなどへの切れ目のない支援を行い、子どもを安心して生み育てることのできる環境を創出します。

また、子どもが地域で生き生きと育つ環境づくりや一人一人の個性や能力を伸ばすことのできる質の高い教育を進めるなど、まちの未来を担う人づくりを推進します。

重点 施策

重点テーマⅠ こども 生き生き 未来づくり

基本政策1－施策1 妊娠・出産・子育てに関する支援の充実

基本政策1－施策2 子育て環境の充実

基本政策4－施策1 社会で自立して生きていく力を培う教育の推進

重点テーマⅡ しごと 生き生き 賑わいづくり

まちの賑わいを創出するため、ものづくり、食と農、医療・福祉の集積、大規模自然災害が少ないといった様々な地域の資源や特性を生かし、地場産業の振興をはじめ、ブランド力の向上、新たな産業の創出や企業誘致の推進など地域経済の活性化を図ります。

また、労働力の確保に向けて、若者をはじめ、女性やシニア世代も活躍しやすい環境づくりを進めます。

さらに、本市をはじめとした北北海道の豊かな魅力を国内外へ発信しながら、新たな観光資源の発掘や移住・定住に向けた受入環境の充実を図るとともに、多様な交流を促進し、多くの人々を惹き付け、賑わいのある生き生きとしたまちづくりを推進します。

重点 施策

重点テーマⅡ しごと 生き生き 賑わいづくり

基本政策 5－施策 3 スポーツ・レクリエーションの振興

基本政策 6－施策 1 魅力の活用、発信と競争力の強化

基本政策 6－施策 2 地域産業の持続的発展

基本政策 7－施策 1 まちの賑わいの創出

基本政策 7－施策 2 まちの機能強化と国際化の推進

重点テーマⅢ 地域 いきいき 温もりづくり

人と人とのつながりを強化するため、防犯や防災、子育て、福祉等において、世代を超えた地域の支え合いを支援するなど、市民や地域主体の活動を活発化するための取組を進めます。

また、地域の多様な魅力を生かした個性豊かな地域づくりや様々な課題解決に向けた相談支援のほか、人や情報が集まる活動拠点の機能充実などにより、地域を愛する心の醸成やコミュニティの強化を図り、温もりに満ち、誰もがいきいきと暮らせる地域づくりを推進します。

重点 施策

重点テーマⅢ 地域 いきいき 温もりづくり

基本政策 11－施策 2 地域主体のまちづくり

5 基本政策

基本目標 1 すくすくと子どもが育ち、誰もが健やかに暮らせるまちを目指します

基本政策 1 子育てに希望を持ち、子どもの成長を支える環境づくり

誰もが希望を持ち、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、仕事との両立のための支援をはじめ、子どもの成長過程や家庭環境などに応じた支援に取り組みます。

また、子ども一人一人が家庭の中で愛情を受けながら健やかに育つことはもとより、社会全体で子どもの成長を支え、共に喜びを感じることでできる環境づくりを進めます。

【目標像】

- 安心して子どもを生み、育てることのできる環境が整い、子どもがすくすくと成長しています。
- 子どもの成長を喜び合うことのできる温かな地域社会が形成されています。

【現状と課題】

少子高齢化・人口減少、核家族化が進む中、地域とのつながりの希薄化、女性の社会進出などにより、子どもを生み育てる環境が変化しつつあります。

本市が実施した子育て中の保護者を対象とするアンケート調査（平成25年度）においても、約4割の方が「子育てに関する不安を感じている」と回答しています。

今後、少子高齢化・人口減少が更に進行することが見込まれることから、次代を担う子どもを安心して生み育てることのできる環境を早急に整えていくことが不可欠です。

このため、認可保育所や留守家庭児童会の待機児童の解消をはじめ、子育てに関する様々なニーズを捉えた効果的な施策の展開を図り、家庭のみならず、身近な地域や企業等が関わりながら、子育てや子どもの成長を支えていくことが重要です。

【成果指標】

指標	説明	基準値	目標値 (H31)	目標値 (H39)
合計特殊出生率	本市が子どもを生み育てやすい環境にあるかを計ります	旭川市 1.28 (H26) 全国 1.42 (H26)	全国値	全国値
年少人口割合	子どもが育成し、本市が持続的に発展する人口構成になっているかを計ります	旭川市 11.5% (H27) 全国 12.9% (H27)	全国値	全国値

子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合	地域において次代を担う子どもたちが健全に育っているかを市民の意識で計ります (市民アンケート調査)	55.5% (H27)	60%	70%
---------------------------	--	----------------	-----	-----

施策1 妊娠・出産・子育てに関する支援の充実

重点

妊娠・出産・子育てに関する不安を和らげ、安心した暮らしが送れるよう、各種相談や健診、訪問などを通じて妊産婦や保護者等が抱える課題の解消や子どもの成長段階に応じた情報提供を行うなど、関係機関との連携を強化しながら総合的な相談支援体制の充実を図ります。

また、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりのため、子育てに関わる経済的支援を進めます。併せて、結婚に関する情報提供などの支援を行います。

施策2 子育て環境の充実

重点

子ども自身の成長を促すとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支えるため、保育所・認定こども園の充実や放課後における子どもの居場所づくり、保育士など子育てに関わる専門職の資質向上を促進し、それぞれの家庭の状況やニーズに応じた保育環境等の充実を図ります。

また、身近な場所で子どもの成長や子育てを支えるため、地域における子育て支援の拠点づくりの推進や子育てに関わる地域活動の担い手の拡大を図ります。

さらに、男性の育児参加の促進や子育てに配慮した労働環境の整備など、社会全体で子育てを支える環境づくりを進めます。

基本目標 1 すくすくと子どもが育ち、誰もが健やかに暮らせるまちを目指します

基本政策 2 生涯を通じて健康に暮らせる保健・医療の推進

市民一人一人の「自分の健康は自分でつくる」という意識を高めながら、疾病予防を重視し、それぞれのライフステージに応じた主体的な健康づくりをはじめ、職場や地域ぐるみによる取組を推進します。

また、健康で安全・安心な暮らしを支えるため、衛生的な生活環境を確保するとともに、質の高い医療の提供や救急医療体制の維持に取り組みます。

【目標像】

- 健康に対する意識が高く、健診や健康相談等を通して主体的な健康づくりが実践されています。
- 医療が必要になった時には、身近なところで質の高い医療が受けられ、また、救急時には、迅速かつ適切な医療が受けられる体制が整っています。

【現状と課題】

日本人の死因の代表的な疾病である「がん」、「心疾患」、「脳血管疾患」をはじめとした生活習慣病は、身体機能や生活の質を低下させるほか、寝たきりや認知症の要因とされており、その治療や介護が必要な人の増加は、社会全体に大きな負担をもたらしています。

こうした生活習慣病を予防するためには、妊娠期・乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりが重要です。

また、医療については、かかりつけ医を持つことの啓発などを実施し、恵まれた医療資源を適正に活用するとともに、医療機関相互の連携により切れ目のない医療を提供する体制の確保が必要です。

一方、救急医療については、医師不足やいわゆるコンビニ受診の増加などが課題となっており、市民の理解と協力が不可欠です。

また、安全で衛生的な生活環境の確保に努めるとともに、世界的な感染症の流行などへの適切な対応が求められています。

【成果指標】

指標	説明	基準値	目標値 (H31)	目標値 (H39)
健康寿命	日常的に介護を必要としないで、健康で自立した生活ができる期間が伸びているかを計ります	男性： 78.6(歳) 女性： 82.9(歳) (H25)	平均寿命 の増加分 を上回る 健康寿命 の増加	平均寿命 の増加分 を上回る 健康寿命 の増加
ふだんから、健康のために何か取り組んでいる	市民の主体的な健康づくりに対する取組が広がっていることを	49.9% (H27)	53%	60%

市民の割合	市民の意識で計ります (市民アンケート調査)			
特定健診受診率	健康保持や疾病予防のための受診状況を計ります	20.7% (H25)	60%	60%

施策1 市民の主体的な健康づくりと安心な医療の推進

市民の健康づくりへの意識向上を図り、子どもの頃からの食育や歯の健康づくり、健全な生活習慣の実践など、市民一人一人の主体的な健康づくりを推進し、身近な地域や職場など社会全体の取組として広げていきます。

また、特定健診やがん検診等の受診を促進するとともに、保健指導の充実を図り、健康寿命の延伸とQOL（生活の質）の向上を目指します。

さらに、市民の健康を守るため、質の高い医療を確保することをはじめ、休日・夜間における救急医療体制の維持など安心して医療を受けられる環境づくりを進めます。

施策2 安全な衛生環境の確保

安全な衛生環境を確保するため、基本的な知識の普及啓発をはじめ、関連施設への検査・指導や食品の安全性の確保、新型インフルエンザ等の感染症への対策などの健康危機管理体制の確立に努めるほか、墓地・火葬場の適切な運用等に取り組みます。さらに、動物愛護精神を普及するため、適正・終生飼養の啓発や譲渡などの取組を推進しながら、公衆衛生の向上を図ります。

基本目標 1 すくすくと子どもが育ち、誰もが健やかに暮らせるまちを目指します

基本政策 3 互いに支え合う福祉の推進

高齢者や障害者などへの適切な福祉サービスの提供をはじめ、人と人との支え合いによるセーフティネットを構築し、自立を支援しながら、誰もが住み慣れた地域で安心と温もりを感じることができる福祉を推進します。

【目標像】

- 住み慣れた地域で適切な福祉サービスの提供を受け、安心して自分らしい生活が送れる環境が整っています。
- 支援を必要とする人に対し、地域における支え合いなどのセーフティネットが構築されています。

【現状と課題】

少子高齢化・人口減少が進む中、2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になり、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯が今後ますます増加すると予想されます。また、地域コミュニティへの参画意識の希薄化や住民同士の地域におけるつながりの脆弱さ等から孤立死なども社会問題化しています。

こうした中で、増加傾向にある高齢者や障害者、生活困窮者等に対して、適切な福祉サービスを提供しながら、社会保障制度を安定的に運用していくことが必要です。

そのためには、従来の公助による福祉サービスの提供だけでなく、地域の人材や多様な地域資源を活用しながら、住民が主体となって支え合う、互助・共助の仕組みの構築をはじめ、自立に向けた支援を行うとともに元気な高齢者を増やしていくことが重要となってきます。今後は「地域包括ケアシステム」の構築などにより、誰もが住み慣れた地域で安心して生きがいを持った生活を送ることができる環境づくりが求められます。

【成果指標】

指標	説明	基準値	目標値 (H31)	目標値 (H39)
互いに助け合いながら暮らしていると感じている市民の割合	互いの支え合いの中で安心して暮らすことのできる環境にあるかを市民の意識で計ります (市民アンケート調査)	43.5% (H27)	49%	60%
障害者の雇用率	障害者の社会参加が進んでいるかを計ります	2.07% (H26)	法定雇用率以上	法定雇用率以上
前期高齢者のうち、要介護1以上の認定を受けている高齢者の割合	介護予防等の効果を、前期高齢者のうち、要介護1以上の認定を受けている人の割合で計ります	3.41% (H26)	3.41%以下	3.41%以下

施策 1 適切な福祉サービスの提供

高齢者や障害者、生活困窮者等にとって必要な生活支援をはじめ、様々な福祉分野の情報を分かりやすく提供します。

また、地域包括支援センターや障害者総合相談支援センター、自立サポートセンターなどの相談機関が連携を深め、複合的な課題に対応できるよう、体制の充実を図ります。

さらに、高齢者や障害者、生活困窮者等の多様なニーズに応じた福祉サービスの提供や、心身の状況や家庭環境などに応じた就労等の支援を通じて、地域における自立支援を進めます。

施策 2 互いに支え合う地域福祉の充実

互助・共助の取組の重要な担い手となるボランティアをはじめ、豊かな知識と経験を持つ元気な高齢者など、地域において福祉に関わりを持つ多様な人材の育成や活用を進めます。

また、市内に広く点在する拠点施設をそれぞれの地域における交流の場として活用し、様々な世代の住民同士のつながりを深める取組を進めます。

さらに、誰もが生きがいを持ち、互いに支え合いながら、健やかに暮らすことができるよう、地域の人材や施設など様々な資源を組み合わせた地域福祉の仕組みを構築します。

基本目標 2 たくましく未来を拓く人材を育み、生涯を通じて学べるまちを目指します

基本政策 4 次代の担い手が、生き生きと学ぶ教育の推進

次代を担う子どもや若者が、安全・安心で快適な教育環境の中で生き生きと学び、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む質の高い教育を進めるとともに、家庭・地域との連携を図り、地域に開かれた学校づくりを推進します。

また、社会で自立的に生きていくための力を育み、個性に磨きをかけ、まちの発展を担うとともに、世界で活躍する人づくりを進めます。

【目標像】

- 子どもたちが心身ともに健やかに成長し、社会で自立して生きていく力を培う教育が行われています。
- 教育に関わる施設などの環境整備が進み、子どもたちの安全・安心が確保されています。
- 学校・家庭・地域の連携が図られ、地域で取り組む教育活動が推進されています。

【現状と課題】

本市を含む上川管内の学力状況は、全道14管内の中で上位水準にありますが、その一方で、学習習慣の定着などに関わる課題が明らかになっています。

また、いじめや不登校の件数は減少傾向にありますが、体力や運動能力については課題が見られます。

こうした課題に対応し、次代を担う子どもたちが、社会の著しい変化の中で、自立して生きていく力を培っていくことができるよう、更なる教育の充実が求められています。

このため、引き続き少人数学級の推進などきめ細かな指導体制を拡充し、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和の取れた子どもたちを育む教育を一層推進するとともに、小中連携の促進や学校・家庭・地域の連携の強化、教職員等の更なる資質能力の向上が重要です。

また、障害のある子どもたちへの就学前後を通じた一貫した支援や、いじめ・不登校などの悩みを抱える子どもたちへの支援を充実する必要があります。

老朽化が進む学校等については、計画的に改築などの整備を継続するほか、各種安全対策を進める必要があります。

さらに、社会的ニーズや地域特性を踏まえ、本市にふさわしい高等教育機関について検討を行っています。

【成果指標】

指 標	説 明	基準値	目標値 (H31)	目標値 (H39)
子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合	地域において次代を担う子どもたちが健全に育っているかを市民の意識で計ります (市民アンケート調査)	55.5% (H27)	60%	70%

子どもたちへの教育環境が充実していると感じる市民の割合	児童生徒等の教育環境（学校施設や指導体制など）の充実が図られているかを市民の意識で計ります。（市民アンケート調査）	31.6% (H27)	35%	42%
-----------------------------	---	----------------	-----	-----

施策1 社会で自立して生きていく力を培う教育の推進

重点

次代を担う子どもたちが、社会の変化に対応しながら自立して生きていく力を培うため、小学校における少人数学級の推進など、きめ細かな指導体制を拡充するとともに、中学校の通学区域を単位とした小中連携を促進し、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和の取れた子どもたちを育む質の高い教育を推進します。

また、特別な支援を必要とする子どもたちや、いじめ・不登校など悩みを抱える子どもたちへの支援や各種相談体制等を充実します。

さらに、地域社会に貢献するとともに、世界にも通用する人材を育む高等教育機関の検討を進めます。

施策2 安全・安心な教育環境の整備

安全・安心な教育環境を整備するため、老朽化が進む学校などの教育に関わる施設・設備等を計画的に維持・更新するほか、小中連携・一貫教育の推進を視野に入れた施設一体型の学校の開校や通学区域の見直しなどに取り組むとともに、保護者等の理解を得ながら、学校規模の適正化を推進します。

また、子どもたちを事故や犯罪から守るために、関係機関と連携し、通学路等における必要な安全対策を推進します。

さらに、教育の機会均等を図るため、就学助成など保護者の経済的な負担を軽減します。

施策3 家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりの推進

地域の教育力を活用した教育活動の充実を図るため、保護者や地域住民の理解と参画を得ながら、地域に開かれた学校づくりを進め、学校・家庭・地域の連携を強化します。

また、社会情勢等の変化や今日的な教育課題に的確に対応できるよう、教職員等の更なる資質能力の向上を図ります。

基本目標 2 たくましく未来を拓く人材を育み、生涯を通じて学べるまちを目指します

基本政策 5 スポーツや文化に親しみ、学びを深める環境づくり

生涯を通じて主体的に学ぶ機会の充実を図り、学び合いによる成果を生かしながら、地域の教育力を高めます。

また、個性豊かで北国らしい文化の振興や郷土意識の向上を図るとともに、スポーツ・レクリエーションに親しめる環境の整備や各種大会・合宿等の誘致を進め、競技力の向上やスポーツのすそ野の拡大、スポーツを通じた地域活性化を図ります。

【目標像】

- 市民が主体的に学ぶための多様な情報や機会が充実し、学びの成果を地域に還元できる環境が整い、学習活動が幅広く行われています。
- 多様な文化芸術活動が活発化し、個性豊かで北国らしい文化が息づき、郷土への愛着が高まっています。
- スポーツ・レクリエーション環境の充実により、多くの市民がこれらに親しみ、スポーツ・レクリエーション活動が盛んに行われています。

【現状と課題】

生涯を通じて心豊かに暮らしていくためには、市民それぞれの学びたいという気持ちが叶えられ、学びにより社会全体の活性化が図られる生涯学習社会の構築が重要であり、市民ニーズの多様化や社会情勢の変化等に的確に対応した各種施策や社会教育施設の機能の充実など、市民の学びを支える環境づくりが必要です。

さらに、本市において多様な文化芸術活動が発展していくためには、これらの活動への支援や、文化芸術に接する機会の拡充を図り、より多くの市民に文化芸術活動を広めていくことが重要です。

また、気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめる環境を充実し、市民の健康づくりや体力の向上を図るとともに、賑わいにつながるイベントや大会の振興に取り組んでいくことが重要です。

オリンピック・パラリンピックを見据えた各種大会や事前合宿などの誘致は、競技力の向上や交流人口の増によるまちの活性化につながることから、本市で開催した国際大会の実績を国内外に積極的に発信し、誘致活動を進めるとともに、受入体制を整備していくことが必要です。

【成果指標】

指標	説明	基準値	目標値 (H31)	目標値 (H39)
学習活動及び社会活動における生涯学習ボランティア数	地域社会の担い手として、市民が自ら学んだ成果を発揮している状況を計ります	838人 (H27)	892人	1,000人
趣味・教養の講座や、今日的な課題などについて学ぶ機会が充実していると感じる	趣味・教養の講座や、今日的な課題などについて学ぶ機会及び環境の充実度合いを市民の意識で計り	26.7% (H27)	30%	37%

市民の割合	ます (市民アンケート調査)			
文化芸術活動が盛んなまち であると思う市民の割合	文化芸術に触れる機会や市民による文化芸術活動の状況を市民の意識で計ります (市民アンケート調査)	32.0% (H27)	35%	42%
スポーツ実施率	市民がスポーツに取り組んでいるかを市民の意識で計ります (市民アンケート調査)	27.6% (H27)	35%	50%

施策1 生涯を通じた学びの振興

生涯を通じて自らの知識や能力の向上、暮らしの充実を目指し、自発的な意思に基づいて自らを深めようとする学習活動を推進します。

また、地域における学習・活動の拠点として、市民ニーズに対応した社会教育施設の機能の充実を図ります。さらに、市民が互いに学び合えるよう担い手の育成を進め、学んだ成果を地域に生かすことができる仕組みづくり、学びを通じた地域の教育力の向上に取り組みます。

施策2 個性豊かな北国らしい文化の振興

文化芸術活動への支援や文化芸術に接する機会の充実、文化芸術関連施設の機能の充実を図るなど、多様で個性豊かな北国らしい文化の振興を図ります。

また、アイヌ文化や郷土芸能など、これまで培われてきた地域文化の伝承・保存に努めるとともに、それらの活用や魅力の発信等を進めます。

施策3 スポーツ・レクリエーションの振興

重点

市民の誰もがスポーツに取り組み、競技力の向上や、健康増進・心身のリフレッシュを図ることができるよう、個人や各団体等への活動支援や施設の維持・更新など、スポーツに親しめる環境づくりを進めるとともに、余暇の充実等につながるレクリエーションの振興を図ります。

また、子どもたちをはじめ市民がスポーツを通じて夢や希望を抱くことができるよう、良質なパウダースノーなど、本市が誇る自然や都市機能を生かし、周辺自治体との連携の下、国内外から各種スポーツ大会や合宿等の誘致を推進します。

基本目標3 活力と賑わいにあふれ、経済が力強く発展するまちを目指します

基本政策6 魅力と活力のある産業の展開

良質な農産物や高品質な家具など本市が誇る地場製品のブランド化や高付加価値化を進め、競争力の向上や国内外への販路拡大を促進するとともに、地域の資源や特性を生かした企業誘致の推進や新たな産業の創出に取り組み、雇用の安定と拡大につなげるなど、本市の持つ強みを発揮し、地域産業の活性化を図ります。

また、農業やものづくり産業などの担い手の育成、確保に取り組むとともに、新規創業や新分野への進出をはじめ、意欲のある人や企業等に対する支援を行うなど、地域産業の持続的な発展を図ります。

【目標像】

- 地場製品の評価が高く、国内外で認知され、広く販売されています。
- 企業の誘致や新たな産業の創出により、地域産業が活性化しています。
- 若者をはじめ、地域での就職や起業を希望する人が、様々な分野において、自分の能力を発揮して仕事をするができる環境が整っています。
- 生産性の高い農業が展開されており、活力ある農村集落が形成されています。

【現状と課題】

食品の安全・安心に対する関心の高まりなど、消費者ニーズが多様化する中、地場製品の消費拡大に向けて、消費者の嗜好などを踏まえた品質の高い商品づくりを進め、積極的なPRを行いながら、ブランド力を高めていく必要があります。

また、少子高齢化や人口減少により国内の市場が縮小する一方、経済のグローバル化が進展する中、海外の市場を視野に入れた対応が重要になるとともに、企業の誘致や新たな産業の育成、新規創業等を推進し、これらにより雇用を創出するなど、地域経済の活性化を図っていくことが必要です。

さらに、少子高齢化の進行は、今後、若年就業者などの労働力人口の減少を加速させることから、地域産業の活力を維持するためには、若者はもとより、これまで以上に、女性やシニア世代などの人材を育成、確保していくことが課題となっています。

農林業についても、就業者の高齢化が進み、今後も就業人口の急激な減少が見込まれることから、新規就農者や林業従事者など、担い手となる人材を育成・確保するとともに、生産効率を高めていくことが必要です。

また、農村集落においても、担い手の高齢化、後継者不足などが懸念されることから、これらに対応し、地域コミュニティとしての機能を維持していくことが求められています。

【成果指標】

指標	説明	基準値	目標値 (H31)	目標値 (H39)
一人当たりの市民所得	経済活動により、市民生活が経済的に豊かになっているかを計ります	旭川市 2,230千円 (H23)	一人当たりの道民所得	一人当たりの道民所得

		全道 2,475 千円 (H23)		
製造品出荷額等	地場製品の競争力が向上し、国内外で広く販売されているかを計ります	1,837 億円 (H25)	1,890 億円	1,960 億円
有効求人倍率	地域の雇用が創出されているかを計ります	旭川市 0.85 倍 (H26) 全道 0.86 倍 (H26)	全道値	全道値
農業生産額	農業の生産性が向上しているかを計ります	146 億円 (H26)	147 億円	149 億円

施策 1 魅力の活用、発信と競争力の強化

重点

国内はもとより、海外の市場も視野に入れながら、安全・安心でクリーンな農産物やデザイン性と品質の高い家具など、本市の地場産品が持つ魅力を高めるための取組を支援し、競争力を強化するとともに、国内外へのプロモーションを展開するなど、その魅力を広く発信し、販路の開拓・拡大を促進します。

また、東日本大震災以降、国内企業等においてリスクの分散や事業継続計画の見直しが活発化している中、地震等の大規模自然災害が少なく、冷涼な気候であるなど、本市の強みを生かした企業誘致を推進するとともに、産業基盤の整備を進めます。

さらに、医療機関が集積していることや、北北海道における良質な食材の集積地であることをはじめとする本市の特性や資源を活用した新たな産業の創出に取り組むなど、地域産業の活性化を図ります。

施策 2 地域産業の持続的発展

重点

ものづくり産業の技術者や技能者、農業者など、地域産業の持続的な発展を担う人材を育成、確保しながら、技術や技能を持つ人が本市に定着し、能力を発揮できる環境づくりを進めます。

また、若者をはじめ、女性やシニア世代、本市にUターン・Iターンを望む人などが、様々な分野において、適性に合った仕事ができる環境を整備するとともに、新規創業や企業の新分野への進出を促進するなど、雇用や経営に関する支援体制の充実を図ります。

農林業については、効率的な農地集積、集約や農地の有効利用、森林施業の集約を進めるなど、生産性の高い農林業の構造を構築するとともに、本市が持つ豊かな自然や美しい農村の景観を活用し、都市と農村の交流を促進するなど、農村集落の活性化を図ります。

基本目標3 活力と賑わいにあふれ、経済が力強く発展するまちを目指します

基本政策7 温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出

中心市街地や各地域の個性を生かし、人が集い、感動につながる取組を進めるとともに、交通機能などの充実を図り、まち全体の魅力を高めます。

こうした魅力を広く発信し、新たな人の流れを作り出し、まちが人を呼ぶ温かな賑わいづくりを進めます。

また、拠点機能の強化や広域連携による観光振興などに取り組み、多様な交流を世界に広げ、本市はもとより北北海道全体の活性化を図ります。

【目標像】

- まちの魅力向上や機能強化が図られ、まち全体に新たな人の流れと賑わいが生まれています。
- 空港の機能充実や国内外への路線拡大のほか、交通結節機能の強化により、北北海道の交通の要衝として、拠点性の強化が図られています。
- 国外との多様な交流が拡大し、本市をはじめ北北海道全体において人やまち、産業などの国際化が進んでいます。

【現状と課題】

市内中心部は、北彩都あさひかわの整備が進み、豊かな自然を取り込んだ特徴的な都心空間が形成され、今後は、平和通商店街や銀座商店街のほか、クリスタル橋及び氷点橋を介してつながりが深まった神楽地区など既存の中心部を含めた中心市街地全体の活性化が必要です。

近年、消費の低迷のほか、大型商業施設の郊外への出店、店主の高齢化や後継者不足等により地域の商店街を取り巻く環境は悪化しており、市民に身近な商店街の再生が求められています。

また、これまで全国的な知名度を持つ旭山動物園や豊かな自然や食などを生かし様々な観光振興を図っていますが、経済効果の高い宿泊を伴う観光客や、夏季に比べ大きく落ち込んでいる冬季観光客を増やしていくことが求められており、通年滞在型観光への取組が重要です。

こうした課題への取組と併せて、地域内交通の機能充実や北北海道の交通の要衝としての拠点性の向上など、まちの機能の充実が求められています。

【成果指標】

指標	説明	基準値	目標値 (H31)	目標値 (H39)
旭川市は活気と賑わいのあるまちだと思う市民の割合	まちに賑わいや活気があるかを市民の意識で計ります (市民アンケート調査)	21.7% (H27)	25%	32%
中心部の歩行者数	中心部に賑わいがあるかを計ります	130,407人 (H27)	136,000人	145,000人
高速交通利用者数	市外との交流が活発になっているかを計ります	622.3万人 (H25)	630万人	640万人

観光客宿泊延数	国内外から訪れる観光客が本市に滞在している状況を計ります	74.4万泊 (H26)	85万泊	85万泊
---------	------------------------------	-----------------	------	------

施策1 まちの賑わいの創出

重点

豊かな自然環境と都市の利便性を併せ持つ本市の個性を生かしながら、北彩都あさひかわと既存の中心部との機能連携や回遊性を確保するとともに、地域コミュニティの核となる商店街においては、活力を創出する取組や交流の場としての機能向上などを促進することにより、まち全体に新たな人の流れと賑わいを創出します。

また、本市固有の魅力を磨き上げ、冬季観光客の増加に向けた観光資源の活用や開発とともに、上川中部圏域の連携を深め、国内外の多様なニーズに対応した四季を通じて楽しめる滞在交流型観光の確立に取り組みます。

さらに、本市の多様な魅力を効果的に情報発信しながら、市民一人一人のおもてなしの心の醸成と受入体制の充実を図り、この地を訪れる国内外の人々が魅力に感動し、心地よさを実感できるまちにします。

施策2 まちの機能強化と国際化の推進

重点

市民の生活の足として、また、本市を訪れる人々の移動手段として、公共交通を軸とした利便性の高い交通体系の充実などに取り組み、まちの機能強化を図ります。

また、北北海道の交通の要衝として、国内外の都市と結ばれた空港の機能充実や路線拡大のほか、交通結節機能の強化などにより、都市の拠点性を高めるとともに、国外との多様な都市間交流の拡大を図り、人やまち、産業などの国際化を進めます。

基本目標 4 自然と共生し、安全・安心な社会を支える強靱なまちを目指します

基本政策 8 四季を通じて暮らしやすい快適な都市の構築

市民や地域、行政などがそれぞれの役割を担い、効果的な雪対策を推進するほか、自然と調和した景観づくりを進め、四季を通じて快適な住環境の創出を図ります。

また、人口や社会ニーズの変化を見据え、市営住宅や道路、水道など社会資本の計画的かつ効率的な運用を図り、暮らしの安全を支える都市の構築に取り組みます。

【目標像】

- 社会資本が良好に機能し、安全・安心な市民生活や社会活動が営まれています。
- まちづくりの担い手が力を発揮し、雪対策や魅力ある景観づくりなど、四季を通じて快適に暮らせる住環境が形成されています。

【現状と課題】

旧町村との合併や郊外地域への宅地造成などに伴い、徐々に郊外へ市街化区域が広がってきたため、中心市街地では居住地や商業地などの利用が低下しており、土地利用の適正化が求められています。

また、道路や水道といった暮らしを支える社会資本の老朽化が進んでおり、今後の少子高齢化や人口減少を見据えた適正化や長寿命化などが課題となっています。

適正に管理されていない空き家や空き地、耐震基準を満たしていない建築物など、安全で良好な都市環境の整備に妨げとなる課題が生じているほか、バリアフリー化や省エネルギー性能の向上など、既存住宅ストックの改善や長寿命化に向けたニーズが高まっており、これらの対応が求められています。

河川など都市部の自然を取り込んだ都市計画のもと、市民の営みや地域の活動などにより育まれてきた本市の素晴らしい街並みの継承と魅力的な景観形成を進めるとともに、冬季の快適性向上のため、安定した除排雪体制の継続的な確保が必要です。

【成果指標】

指標	説明	基準値	目標値 (H31)	目標値 (H39)
快適に生活できる環境にあると感じている市民の割合	快適な市民生活の基盤となる安定した都市機能が保たれているかを市民の意識で計ります (市民アンケート調査)	38.6% (H27)	42%	49%
心地良い景観だと感じている市民の割合	川や緑など自然と調和した本市の特徴的な景観が良好に保たれているかを市民の意識で計ります (市民アンケート調査)	37.4% (H27)	42%	50%
環境基準達成度	快適で健康に暮らせる生活環境が保たれているかを計ります	11/14 項目 (H26)	14/14 項目	14/14 項目

施策1 市民生活を支える都市機能の維持

災害や事故などの危機に備えながら、コンパクトで効率的な都市づくりを進めるとともに、道路、公園など、社会資本の計画的かつ適切な保全やそれらを適正に管理する技術力を確保し、将来にわたり快適な市民生活を支える安定した都市機能を維持します。

また、市民の暮らしに無くてはならない「安全な水道水」を安定して供給するため、水道管路や施設の計画的な維持保全や危機管理体制の強化などを進めます。

施策2 暮らしやすい都市環境の充実

市民や地域、行政などが共に役割を担い、冬季の快適な生活を支える安定した除排雪体制を確保するほか、自然と調和した景観づくりを進め、四季を通じて快適に暮らせる環境の充実を図ります。

また、既存建築物等の耐震化やアスベスト対策、空き家等の適正管理の推進、環境保全・監視体制の強化など、住み慣れた場所において快適な生活をするために必要な取組を行い、暮らしやすい都市環境づくりを推進します。

基本目標 4 自然と共生し、安全・安心な社会を支える強靱なまちを目指します

基本政策 9 環境負荷の低減と自然との共生の確保

豊かな自然環境を損なうことなく次代に引き継ぐことができるよう、環境に対する市民意識を高めるとともに、野生生物の保護など生物多様性の保全を進めます。

また、快適な生活環境の確保はもとより、3R（排出抑制、再使用、再生利用）の推進や地域特性を生かしたエネルギーの有効利用の促進など、環境負荷の低減を図り、環境に配慮したまちづくりを進めます。

【目標像】

- 環境に対する市民の意識が高まり、人と自然が共生できる社会の形成が進んでいます。
- 環境に配慮したライフスタイルが定着し、循環型社会が形成されています。
- 省エネ対策や再生可能エネルギーの導入など、低炭素社会の形成が進んでいます。

【現状と課題】

野生生物の生息環境の悪化や外来種の影響などにより、地球規模で生物多様性の損失が進んでいることから、本市においても自然環境の保全に向け、基礎的な調査や具体的な対策を行うとともに、市民の意識の醸成や指導的な役割を担う人材の育成が重要です。

ごみ排出量は、有料化以降横ばい状態であり、今後は、少子高齢化や核家族化などに伴うライフスタイルの変化に対応した廃棄物の排出抑制をより一層進めるとともに、更なる分別意識の向上を図る必要があります。

また、ごみの減量化や適切な施設の維持保全などにより、廃棄物処理施設の延命化を図ってきていますが、その計画や整備には長い年月を要することから、施設の更新計画とごみ処理の在り方の検討が必要です。

本市においては、下水道の普及率が96%に達しており、今後は、老朽化した管路などの整備・保全のほか、一部未処理となっている生活排水による河川の水質汚濁の防止を図ることが必要です。

また、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素など温室効果ガスの排出抑制は、世界全体の大きな課題であることから、市民一人一人の意識を高め、市民と行政、事業者などが一体となって取り組むことが求められています。

【成果指標】

指標	説明	基準値	目標値 (H31)	目標値 (H39)
ごみ総排出量	廃棄物の発生・排出抑制が進んでいるかを計ります	118,548t (H26)	112,800t	100,000t
温室効果ガス排出量	環境負荷の低減が進んでいるかを計ります	2,695 千t-CO ₂ (H23)	2,525 千t-CO ₂	2,193 千t-CO ₂

<p>緑などの自然環境が良いと感じている市民の割合</p>	<p>恵まれた自然という地域資源が生活環境の中で生かされているかを市民の意識で計ります (市民アンケート調査)</p>	<p>59.0% (H27)</p>	<p>62%</p>	<p>69%</p>
-------------------------------	---	------------------------	------------	------------

施策1 自然共生社会の形成

人と自然が共生した社会の形成を目指すためには、自然への理解を深め、多様な生命を尊重する市民意識の醸成が重要であることから、家庭や学校、地域などの様々な場面において、自然とのふれあいや体験を含めた環境学習の実施など、地域に根ざした取組を進めるとともに、自然環境の基礎的な調査や指導的役割を担う人材の育成に取り組めます。

また、本市固有の自然環境や緑地の保全、活用、整備のほか、外来種対策など、市民や地域、行政などが一体となった取組を広げ、生物多様性の保全を進めます。

施策2 循環型社会の形成

家庭ごみにおける生ごみや事業系の紙ごみなどの減量・資源化を中心とした3Rを着実に進めるとともに、市民や地域、行政などが一体となった取組を広げ、総合的なごみの減量化に取り組めます。

さらに、エネルギー資源としてのごみの有効活用の可能性や将来のごみ処理の在り方などを見据えながら、消費型社会から脱却した循環型社会の構築を図ります。

また、生活排水の適正処理により、公共用水域の水質保全を図り、水資源を適切に循環します。

施策3 低炭素社会の形成

環境への負荷の少ない低炭素社会の形成に向けて、市民や事業者、行政などが一体となって、徹底した省エネルギー対策をはじめ、地域特性を生かした再生可能エネルギーの利用促進などの取組を展開します。

また、効率的な交通体系の構築や積雪寒冷地である本市の特性に対応した暮らしの創出、分散型エネルギーシステムの導入など、スマートコミュニティの構築に向けた取組を推進します。

基本目標 4 自然と共生し、安全・安心な社会を支える強靱なまちを目指します

基本政策 10 安心につながる安全な社会の形成

防災・消防・救急体制の充実をはじめ、地域の安全を担う消防団の強化や自主防災組織の育成を進め、広域的な連携の下、大規模自然災害等に即応できる総合的な防災力の強化を図ります。

また、悲惨な交通事故の根絶や多様化する犯罪の撲滅を目指し、市民の安心につながる安全な社会づくりを進めます。

【目標像】

- 市民や地域、行政などが共に協力し、災害に強いまちが形成されています。
- 悲惨な交通事故や犯罪の未然防止が図られ、安全・安心な市民生活が確保されています。

【現状と課題】

東日本大震災以降、災害に強いまちづくりの重要性が高まっており、平成25年12月には「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定され、本市においても、地震や水害など大規模自然災害等に強い地域づくりを進め、市民の生命及び生活を守ることができるよう防災力を向上させることが求められています。

さらに、自然災害だけではなく、武力攻撃やテロなども視野に入れ、本市のあらゆる危機事態に対応できる総合的な防災力の強化が必要です。

また、火災予防業務の複雑多様化、救急救命士の医療行為の拡大などにより、より高度な技術を有する人材や必要な車両、資機材等の整備などが求められています。

一方、市内の交通事故発生件数及び負傷者数は共に減少傾向にあるものの、悲惨な交通事故は後を絶たず、今後の高齢化の進行とともに高齢者が関わる事故の増加が懸念されています。

また、安全で安心なまちづくり条例や暴力団排除条例、客引き勧誘行為等防止条例の推進により、犯罪数などが減少傾向にあるものの、全国あるいは本市においても、高齢者や青少年が被害者となる悪質な犯罪が発生し、その手法もインターネットを利用したものなど多様化しており、関係機関と連携した対策が求められています。

【成果指標】

指標	説明	基準値	目標値 (H31)	目標値 (H39)
災害や犯罪などに対して不安を感じている市民の割合	安全・安心なまちに向けた取組が進んでいるかを市民の意識で計ります (市民アンケート調査)	61.5% (H27)	58%	51%
市民の人的災害り災率	事故や事件などの人為的な災害が減っているかを計ります	1.38% (H26)	1%未満	1%未満

施策 1 危機対応力の強化

大規模自然災害等に即応できる体制・機能の充実のほか、関係機関・団体等や広域による連携を強化するとともに、消防団の強化、自主防災組織の育成や地域と連携した災害時における要配慮者への支援の充実など、自助、共助、公助の視点から、災害の未然防止や被害の軽減につながる防災力の強化を図ります。

また、多様化・複雑化する消防需要に対応するため、必要な知識や技術を持つ人材を育成・確保するとともに、将来の高齢化の進行に伴う救急需要の増加に備え、救急業務体制の充実強化を図るなど、救命率向上につながる取組を進めます。

施策 2 交通安全と防犯体制の充実

関係機関や団体等との連携の下、街頭啓発や交通安全教室等を効果的かつ継続的に実施し、交通安全意識や交通マナーの向上など、家庭や学校、地域などの実情や特性に応じた交通事故の未然防止対策を推進します。

また、市民による自主防犯活動の推進をはじめ、暴力団の排除や悪質な客引き勧誘行為の防止に取り組むほか、特殊詐欺など消費に関わる情報提供や専門的な相談体制の充実により消費生活の安定と向上を図り、市民が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

基本目標5 互いに支え合い、共に築くまちを目指します

基本政策 1 1 市民、地域、行政が結びつき、心が通い合う環境づくり

市政情報の効果的な発信や市民ニーズの的確な把握に努めるなど、市民や地域、行政などがそれぞれの役割や責任を自覚し、協力して課題解決に取り組むことができる環境づくりを進めます。

また、男女が互いに尊重し、責任を分かち合う男女共同参画社会の形成を推進します。

【目標像】

- 市民や地域が主体的に考え行動し、活気ある市民活動や地域活動が展開されています。
- 行政が市政に関する情報を分かりやすく発信し、市民と行政の情報共有が図られています。
- 男女が性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮しています。

【現状と課題】

少子高齢化・人口減少が進行し、核家族や単身高齢者世帯が増加する中、地域住民のつながりの希薄化が進み、市民ニーズや地域が抱える課題が多様化、複雑化しています。

また、町内会加入率の低下に見られるように、地域への帰属意識や支え合いの機能の低下、さらには、地域における担い手の高齢化やリーダー不足など、地域コミュニティに対する懸念が広がっています。

一方、ボランティア団体やNPO法人などによる市民活動が広まりつつあることから、こうした団体や組織の主体的なあるいは行政との協働による取組を推進し、公共的課題の解決を図っていく必要があります。

そのためには、市民が必要とする情報を分かりやすく伝えるとともに、市民ニーズを的確に把握し、市民と行政との情報共有や相互の理解を深めていくことが重要となります。

また、個人のライフスタイルに合わせて、仕事や家庭生活、地域活動などを充実させることができる社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。

【成果指標】

指標	説明	基準値	目標値 (H31)	目標値 (H39)
本市に愛着や親しみを感じている市民の割合	市民が郷土愛を抱くようなまちづくりが行われているかを市民の意識で計ります (市民アンケート調査)	77.8% (H27)	78%	80%
地域で主体的に活動している市民の割合	市民が主役となってまちづくりが進められているかを市民の意識で計ります(市民アンケート調査)	13.5% (H27)	17%	25%
まちづくりに関心がある市民の割合	市民が関心を持てるようなまちづくりが行われているかを市民の意識で計ります (市民アンケート調査)	73.0% (H27)	75%	80%

ワーク・ライフ・バランスを実現できていると思う市民の割合	男女が能力を発揮し、活躍できているかを市民の意識で計ります (市民アンケート調査)	17.3% (H27)	21%	28%
------------------------------	--	----------------	-----	-----

施策1 市民主体のまちづくりの推進

市民が主体的にあるいは行政との協働による課題解決を促進するため、ボランティア団体やNPO法人などの市民活動団体が、その特徴を生かしながら公共的役割を担える環境づくりを進めます。

また、市民と行政の互いの理解や信頼を深めるため、市役所の広報力を強化し市民が必要な情報を分かりやすく提供するとともに、市民の視点に立った多様な市民参加を推進し、市民ニーズの的確な把握と協働のまちづくりを推進します。

施策2 地域主体のまちづくりの推進

重点

地域の特色を生かした地域住民による主体的な活動や地域の包括的な課題解決を促進するため、自治意識の醸成につながる各種研修等を実施するなど、総合的な支援システムを構築し、住民自治組織の機能強化を図ります。

また、地域活動の活性化や地域の連帯感の向上を図るため、人や情報が集まる地域活動拠点の整備や機能の充実を図ります。

施策3 男女共同参画社会の形成

男女が性別にかかわらず、一人一人の個性や能力を活かし、やりがいや充実感を得ながら、職場や家庭、地域などにおいて、ライフステージに応じた多様な生き方が実現・選択できる社会を構築するため、女性の活躍や男性の家庭参画、男女のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進等、課題解決に向けた取組を進めます。

基本目標 5 互いに支え合い、共に築くまちを目指します

基本政策 1 2 広域連携によるまちづくり

北海道全体の活性化を目指し、地理的特性や都市機能等を生かすとともに、上川中部圏域や北海道の自治体をはじめ、国や道などの他の機関との連携や相互の補完を進めます。

【目標像】

- 他市町村との連携や相互の補完が進み、広域的な共通課題の解決や魅力の向上が図られています。
- 本市の都市機能等を生かした取組が推進され、北海道の活性化に貢献しています。

【現状と課題】

本市では、これまで1市8町による定住自立圏連携協定や道北市長会9市による災害時の相互応援に係る体制づくりを進めてきたほか、愛知県北名古屋市との防災協定をはじめ、鹿児島県南さつま市とは防災協定に加え姉妹都市提携を行うなど、地域を越えた自治体間の連携強化に取り組んでいます。

また、「北の恵み 食べマルシェ」では、北海道をはじめ姉妹都市等からの出店など、都市間の交流が広がっています。

本市をはじめ、北海道においては、少子高齢化・人口減少などが大きな課題となっており、今後、住民サービスを維持しつつ多様な行政ニーズに対応していくためには、これまで以上に地域の資源や魅力を生かし、圏域全体で個性を発揮するとともに、関係機関などとの協力関係を広げていくことが重要です。

さらに、本市には、北海道の拠点都市としての機能を生かすことや、広域連携による産業振興や安全・安心の確保など、様々な取組の牽引役となることが求められています。

【成果指標】

指標	説明	基準値	目標値 (H31)	目標値 (H39)
上川中部定住自立圏形成協定に基づく取組数	日常生活において特に結び付きが強い上川中部1市8町との連携が進んでいるかを計ります	152 (H27)	162	182
北海道の自治体との連携による取組数	北海道の自治体との連携が進んでいるかを計ります ※上川中部定住自立圏(1市8町)形成協定に基づく取組数を除く	26 (H27)	28	32

施策1 広域自治体ネットワークの強化

上川中部圏域をはじめ北海道全体の活性化や広域的な共通課題の解決などを図るため、本市の地理的特性や都市機能等を生かし、国や道をはじめ、他自治体との連携を深めます。

また、道内外の自治体との都市間ネットワークを強固にし、相互の連携や補完に取り組みます。

基本目標5 互いに支え合い、共に築くまちを目指します

基本政策13 機能的で信頼される市役所づくり

市政課題の多様化や様々な危機にも迅速かつ的確に対応できる人材を育成するとともに、効率的でより機能性を発揮する組織体制づくりを進めます。

また、市民に信頼される公平・公正な市政を推進し、限られた行政資源の最適な配分と協働の視点による効率化とサービスの質の充実を図り、将来の世代に責任の持てる行財政運営に努めます。

【目標像】

- 市役所や市職員が力を発揮し、まちづくりの担い手として信頼されています。
- 次の世代のまちづくりを支える健全な財政が受け継がれています。

【現状と課題】

地方分権が進展し、自主自律のまちづくりが求められる中、多様化、複雑化する地域課題や住民ニーズに対応するため、市民、事業者、NPOなど様々な主体と行政との協働を促進するとともに、市民の期待と信頼に応える市役所づくりが重要となっています。

また、自然災害をはじめ、新型インフルエンザ等の流行や食の安全性を揺るがす問題など、市民の生命や財産を脅かす様々な危機が発生しており、これらのリスクを最小限に抑え、緊急時に迅速かつ的確に対処する体制の強化が求められています。

一方、少子高齢・人口減少社会の進行に伴い、市税収入の減少も想定されるとともに、地方税財政制度の先行きも不透明な状況にあります。

このため、不断の行財政改革を推進し、社会保障関係経費をはじめ、老朽化が進む社会資本の保全費用の増大など、将来の財政需要に対応できる健全な財政運営を進めていく必要があります。

【成果指標】

指標	説明	基準値	目標値 (H31)	目標値 (H39)
市役所に対して良い印象を持っている市民の割合	市民と市役所の信頼関係が構築されているかを市民の意識で計ります (市民アンケート調査)	39.2% (H27)	43%	50%
実質公債費比率	市の借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる経費の大きさで、計画的な財政運営が行われているかを計ります	7.0% (H26)	6.6%	5.8%
将来負担比率	将来財政を圧迫する可能性の度合いの大きさで、将来の世代に過度に負担を先送りしない財政運営が行われているかを計ります	90.3% (H26)	86.0%	78.0%

施策1 信頼に応える市政の推進

職員研修をはじめ、成果を重視する人事評価制度の充実などを通じ、職員一人一人の使命感と能力を高めるとともに、社会情勢等の変化に的確に対応できる組織を構築し、新たな課題に果敢に挑戦する組織風土を醸成します。

また、災害、事故その他の危機に備えた意識や対応力を高め、国や北海道、関係機関との連携の下、危機管理体制の強化を図ります。

一方で、法令を遵守し、適正な事務を執行することはもとより、安全・安心な新庁舎整備に向けた取組を進めながら、市民が分かりやすく利用しやすい窓口サービスの提供や地域のまちづくり活動を支援する支所機能の強化を図ります。

さらに、個人情報保護等を徹底しながら、情報公開制度の適正な運用をはじめ、情報通信技術（ICT）の活用により事務効率の改善や利便性の向上を図るほか、オープンデータの取組を推進するなど市民との協働の視点に立った情報の共有を進めます。

施策2 効率的で効果的な行財政運営の推進

自助、互助、公助による補完性の原理の下、市民との協働や民間活力の導入を進めます。

また、最少の経費で最大の効果を発揮するよう絶えず事務事業を見直し、行政資源の「選択と集中」による効果的かつ効率的な活用を図りながら、総合計画を着実に推進します。

さらに、市税をはじめとする負担の公平性の確保、未利用保有財産の計画的な売却促進などにより、自主財源の安定確保に取り組むとともに、市有建築物や道路等の社会資本の適切な保全、運用を進め、財政規律を踏まえながら、公営企業等も含めた健全な財政基盤の構築に努めます。

6 都市づくりの基本方策

本市では、市民生活の向上や地域経済の活性化を図るため、時代に即した都市計画の下、住宅や学校、公園、産業基盤の整備をはじめ、航空路線や鉄道網、道路網など交通体系の充実、自然環境の保全等を進めてきており、都市機能は一定の水準に達しています。

こうした中、「都市づくりの基本方策」は、基本構想の5つの基本目標、13の基本政策を都市構造の視点から横断的に捉えた「都市構造の方向性」に基づく取組を推進するための基本となる考え方を示しています。

「造る」から「保全・活用」への転換

少子高齢化・人口減少や社会資本の老朽化が進む中、50年、100年先の都市の在り方を見据え、コンパクトで効率的な都市構造の構築に向けて、「造る」から「保全・活用」への転換を図ります。

「コンパクト化」と「ネットワーク化」の推進

恒常的な賑わいや利便性向上につながる都市機能の最適化を促すため、地域それぞれの役割や機能を市民と行政が共に考えながら、「歩いて暮らせる生活範囲」を基本的なスケールとし、居住誘導や機能集積など「コンパクト化」への取組と、それと連携した交通体系の機能充実など「ネットワーク化」への取組を進めます。

経済活動の活性化につながる基盤づくり

経済活動の活性化につながる土地利用の推進を図るとともに、周辺自治体が持つ多様な魅力の活用と連携を図り、人や物、情報などの対流を圏域から世界に広げ、北北海道全体の国内外での競争力を高めます。

安全で豊かなライフスタイル実現への取組

防災・減災機能の強化や自然環境の保全・再生・活用を進めるなど、安全・安心を確保しながら、利便性の高い都会的な暮らしから、四季を色濃く体感できる田舎暮らしに至るまで、多様なライフスタイルを選択できる魅力的な環境を整えます。

また、基本方策の効果的な展開を図るため、土地利用や交通体系、社会資本、環境、防災などの分野を「健全性」、「快適性」、「生産性」、「拠点性」、「環境性」、「安全性」の6つの領域から見た具体的な方策に取り組みます。

(1) 健全性の確保

将来世代に過度な負担を残さないため、都市の健全性の確保に取り組みます。

【現状と課題】

- ・ 少子高齢・人口減少社会の進行と厳しい財政状況
- ・ 社会資本の老朽化

【方策】

- 居住誘導や都市機能集積など、計画的な都市の効率化やコンパクト化の推進
- 統廃合、利活用、民間との連携など保有する社会資本の適切な運用

(2) **快適性の充実**

子育て世代や高齢者、障害者など誰もが暮らしやすい社会を実現するため、都市の快適性の充実に取り組めます。

【現状と課題】

- ・ 中心市街地などにおける居住地や商業地の土地利用率の低下
- ・ 公共交通機関の利用の低下や公共交通空白地域への対応

【方策】

- 文化や歴史、地形など地域の特性が反映された個性豊かで多様な空間の充実
- 自転車など他の移動手段と連携した誰もが使いやすい公共交通ネットワークの充実による各地域間のアクセス性の向上
- 都市や交通のバリアフリー化のほか、効率的な除排雪体制の確保
- 中心市街地や観光地のWiFi普及、農村地域のブロードバンド整備など情報ネットワークの充実

(3) **生産性の向上**

安定した市民生活の確保のため、産業活動の活性化や賑わい創出につながる都市の生産性の向上に取り組めます。

【現状と課題】

- ・ 中心市街地における居住地や商業地の土地利用率の低下と回遊性の確保
- ・ 郊外型大型店の進出や後継者不足等による商店街の衰退
- ・ 高齢化や担い手不足による農地の荒廃化

【方策】

- 商業、医療、福祉など都市機能と連携した中心市街地の居住空間の創出
- 地域コミュニティの場として親しみやすい商店街の形成や観光地の魅力向上
- 地場産業の活性化や企業誘致を見据えた産業基盤の整備
- 優良農地の維持・保全と連担性の確保

(4) **拠点性の強化**

国内外における北北海道の競争力を高めるため、都市の拠点性の強化に取り組めます。

【現状と課題】

- ・ 国際線定期便増加による国際線ターミナルの狭隘化と観光ニーズの変化
- ・ 空港と鉄道、都市間バスなど広域交通間の連携

【方策】

- 空港機能の充実と空路、鉄道、バス交通など、公共交通の乗換えの円滑化
- 本市の持つ都市機能と自然や農業など圏域自治体の持つ多様な魅力の連携強化

(5) **環境性の確保**

四季折々の自然をいつも身近に感じることができる本市の魅力を継承するため、都市の環境性の確保に取り組めます。

【現状と課題】

- ・ 外来種の生息範囲の拡大や森林の荒廃など、生物多様性の損失の進行
- ・ 地域の資源や特性を生かしたエネルギー供給の確保

【 方 策 】

- 森林や河川、公園等の保全のほか、森林資源の有効活用
- 生活の質を高め、環境負荷低減を図るスマートコミュニティ実現への取組推進

(6) **安全性の強化**

安全・安心な市民の暮らしを守るため、都市の安全性の強化に取り組みます。

【現状と課題】

- ・ 暴風雪や豪雪時における災害など、積雪寒冷地のリスク
- ・ 適正に管理されていない空き家の増加や耐震化が進まない建築物への対策

【 方 策 】

- 国や道、他自治体のほか、電気、ガス、通信、交通などの民間事業者と連携した社会資本の耐震性の確保や災害時のバックアップ機能の強化
- 建築物の耐震化やアスベスト対策、適正な維持保全の推進
- 除却や修繕、利活用など、適正に管理されていない空き家対策の推進

＜参考資料＞ 成果指標一覧

基本政策	成果指標	指標設定の考え方	基準値	目標値(H31)	目標値(H39)	目標値設定の考え方及び指標の取り方	備考
1	合計特殊出生率	本市が子どもを生き育てやすい環境にあるかを計ります	旭川市 1.28 (H26) 全国 1.42 (H26)	全国値	全国値	・全国値よりも低い水準で推移してきていることから、全国値を目標とします ・市の値は、住民基本台帳人口と人口動態統計出生数から算出し、全国値は人口動態統計としています	
	年少人口割合	子どもが育成し、本市が持続的に発展する人口構成になっているかを計ります	旭川市 11.5% (H27) 全国 12.9% (H27)	全国値	全国値	・全国値よりも低い水準で推移していることから、全国値を目標とします ・1月1日現在の住民基本台帳人口としています	
	子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合	地域において次代を担う子どもたちが健全に育っているかを市民の意識で計ります	55.5% (H27)	60%	70%	・市民の過半数が子どもたちが健やかに育っていると感じていますが、更に割合が増加することを目標とします ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています	旭川市民アンケート調査
2	健康寿命	日常的に介護を必要としないで、健康で自立した生活ができる期間が伸びているかを計ります	男性 78.6歳 女性 82.9歳 (H25)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	・平均寿命と健康寿命の差を短縮することを目標とします ・厚生労働科学研究班が示す「健康寿命の算定方法の指針」で定める算定方法を用いています	
	ふだんから、健康のために何か取り組んでいる市民の割合	市民の主体的な健康づくりに対する取組が広がっていることを市民の意識で計ります	49.9% (H27)	53%	60%	・市民の約半数がふだんから健康のために何か取り組んでいます、更に割合が増加することを目指します ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート	旭川市民アンケート調査

						調査の結果を用いています	
	特定健診受診率	健康保持や疾病予防のための受診状況を計ります	20.7% (H25)	60%	60%	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病有病者及び予備群を削減するため、60%の受診率を目標とします 本市の国民健康保険加入者の受診率を用いています 	旭川市国民健康保険第2期特定健診等実施計画において、60%を目標としています
3	互いに助け合いながら暮らしていると感じている市民の割合	互いの支え合いの中で安心して暮らすことのできる環境にあるかを市民の意識で計ります	43.5% (H27)	49%	60%	<ul style="list-style-type: none"> 市民の半数近くが互いに助け合いながら暮らしていると感じています 更に割合が増加することを目標とします 市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています 	旭川市民アンケート調査
	障害者の雇用率	障害者の社会参加が進んでいるかを計ります	2.07% (H26)	法定雇用率以上	法定雇用率以上	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の雇用の促進等に関する法律に定める法定雇用率を下回らないことを目標とします 	
	前期高齢者のうち、要介護1以上の認定を受けている高齢者の割合	介護予防等の効果を、前期高齢者のうち、要介護1以上の認定を受けている人の割合で計ります	3.41% (H26)	3.41%以下	3.41%以下	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防等により、要介護1以上の高齢者の割合が基準値より低下していることを目標とします 	
4	子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合 (再掲)	地域において次代を担う子どもたちが健全に育っているかを市民の意識で計ります	55.5% (H27)	60%	70%	<ul style="list-style-type: none"> 市民の過半数が子どもたちが健やかに育っていると感じています 更にその割合が増加することを目標とします 市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています 	旭川市民アンケート調査

	子どもたちへの教育環境が充実していると感じる市民の割合	児童生徒等の教育環境（学校施設や指導体制など）の充実が図られているかを市民の意識で計ります	31.6% (H27)	35%	42%	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちへの教育環境が充実していると感じる市民が約3割と少ないことから、更にその割合が増加することを目標とします 市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています 	旭川市民アンケート調査
5	学習活動及び社会活動における生涯学習ボランティア数	地域社会の担い手として、市民が自ら学んだ成果を発揮している状況を計ります	838人 (H27)	892人	1,000人	<ul style="list-style-type: none"> 学んだ成果を地域に還元している人がまだ少ないことから、生涯学習ボランティア数を基準値より増加することを目標とします 生涯学習ボランティア数は、社会教育部登録のボランティア（彫刻美術館、図書館、科学館、博物館等でボランティア登録し活動している）人数と、生涯学習情報提供システム登録者数のうちボランティア可能者（謝礼なしでの講師派遣を承諾している無償ボランティア）数としています 	
	趣味・教養の講座や、今日的な課題などについて学ぶ機会が充実していると感じる市民の割合	趣味・教養の講座や、今日的な課題などについて学ぶ機会及び環境の充実度合いを市民の意識で計ります	26.7% (H27)	30%	37%	<ul style="list-style-type: none"> 趣味・教養の講座や、今日的な課題などについて学ぶ機会が充実していると感じる市民が3割に満たないことから、更にその割合が増加することを目標とします 市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています 	旭川市民アンケート調査
	文化芸術活	文化芸術に触	32.0%	35%	42%	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術活動が盛んなま 	旭川市民

	動が盛んなまちであると思う市民の割合	れる機会や市民による文化芸術活動の状況を市民の意識で計ります	(H27)			ちだと思う市民が約3割と少ないことから、更にその割合が増加することを目標とします ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています	アンケート調査
	スポーツ実施率	市民がスポーツに取り組んでいるかを市民の意識で計ります	27.6% (H27)	35%	50%	・週1回以上スポーツを行った成人が3割に満たないことから、更にその割合が増加することを目標とします ・スポーツ実施率は、成人が週1回以上スポーツを実施している割合としています ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています	旭川市民アンケート調査
6	一人当たりの市民所得	経済活動により、市民生活が経済的に豊かになっているかを計ります	旭川市 2,230 千円 (H23) 全道 2,475 千円 (H23)	一人当たりの道民所得	一人当たりの道民所得	・道民所得より低い水準で推移してきていることから、一人当たりの道民所得を目標とします ・市の値は、市民経済計算の数値、北海道の値は道民経済計算の数値としています ・一人当たりの市民所得とは、市内の経済活動により新たに生み出した価値を人口で割ったものであり、個人の給与のほか、企業の利潤なども含めた市経済全体の豊かさを表すものです	
	製造品出荷額等	地場製品の競争力が向上し、国内外で広く販売されているかを計	1,837 億円 (H25)	1,890 億円	1,960 億円	・工業統計調査開始後、最も高い数値を示した平成6年当時の生産年齢人口1人当たりの製造品出荷額等の水準（生産	

		ります				性の確保)を目標としま す	
	有効求人倍 率	地域の雇用が 創出されてい るかを計りま す	旭川市 0.85倍 (H26) 全道 0.86倍 (H26)	全道値	全道値	・全道値と同程度かそれ以 上の水準で推移してき ており、全道値の水準を 維持することを目標と します ・旭川公共職業安定所管内 数値を用いています	
	農業生産額	農業の生産性 が向上してい るかを計りま す	146 億円 (H26)	147 億円	149 億円	・農業の生産性が高まり、 基準値より増加するこ とを目標とします	
7	旭川市は活 気と賑わい のあるまち だと思ふ市 民の割合	まちに賑わい や活気がある かを市民の意 識で計ります	21.7% (H27)	25%	32%	・まちに賑わいや活気があ ると思ふ市民が約2割 と少ないことから、更に その割合が増加するこ とを目標とします ・市民を対象に無作為抽出 して行ったアンケート 調査の結果を用いてい ます	旭川市民 アンケー ト調査
	中心部の歩 行者数	中心部に賑わ いがあるかを 計ります	130,407 人 (H27)	136,000 人	145,000 人	・中心市街地活性化の取組 を進めることにより、1 4.5万人となることを 目標とします ・中心市街地活性化協議会 による旭川平和通買物 公園通行量調査(平日・ 休日)の平均値の数値と しています	

	高速交通利用者数	市外との交流が活発になっているかを計ります	622.3万人 (H25)	630万人	640万人	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外から本市を訪れる人が増えることにより、まちの賑わいや活力が高まることから、本市への人の流入が640万人となることを目標とします ・高速交通利用者数は、JR旭川駅の降客数及び旭川空港の降客数と、旭川鷹栖、旭川北両IC出口利用者数(両IC出口台数×2.5人/台(車輛平均搭乗人数))の合計としています 	基準値算式 ~ JR旭川駅降客数 107.6万人+旭川空港降客数 55.7万人+高速IC出口利用者 459.0万人
	観光客宿泊延数	国内外から訪れる観光客が本市に滞在している状況を計ります	74.4万泊 (H26)	85万泊	85万泊	<ul style="list-style-type: none"> ・本市を訪れる観光客の増加により、宿泊延数が基準値より増加することを目指します 	
8	快適に生活できる環境にあると感じている市民の割合	快適な市民生活の基盤となる安定した都市機能が保たれているかを市民の意識で計ります	38.6% (H27)	42%	49%	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の約4割が身近な生活環境を快適に生活できる環境であると感じていますが、更にその割合が増加することを目指します ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています 	旭川市民アンケート調査
	心地良い景観だと感じている市民の割合	川や緑など自然と調和した本市の特徴的な景観が良好に保たれているかを市民の意識で計ります	37.4% (H27)	42%	50%	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の約4割が都市の景観が保たれていると感じていますが、更にその割合が増加することを目指します ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています 	旭川市民アンケート調査
	環境基準達成度	快適で健康に暮らせる生活環境が保たれ	11/14項目 (H26)	14/14項目	14/14項目	<ul style="list-style-type: none"> ・大気、水質、騒音に関する合計14項目の環境基準の全てが適合する 	

		ているかを計 ります				<ul style="list-style-type: none"> ことを目標とします ・環境基本法において「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められている環境基準（大気、水質、騒音）14項目のうち適合した数としています 	
9	ごみ総排出量	廃棄物の発生・排出抑制が進んでいるかを計ります	118,548t (H26)	112,800t	100,000t	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化や資源化の取組を進めることにより、家庭ごみ、事業系ごみを含む総排出量が10万t以下となることを目標とします 	旭川市ごみ処理基本計画において、10万tを目標としています
	温室効果ガス排出量	環境負荷の低減が進んでいるかを計ります	2,695 千t-CO ₂ (H23)	2,525 千t-CO ₂	2,193 千t-CO ₂	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な社会経済活動に起因する二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を、2005年度比で25%削減することを目標とします ・旭川市地球温暖化対策実行計画で定める算定方法を用いています 	旭川市地球温暖化対策実行計画において、2,193千t-CO ₂ を目標としています
	緑などの自然環境が良いと感じている市民の割合	恵まれた自然という地域資源が生活環境の中で生かされているかを市民の意識で計ります	59.0% (H27)	62%	69%	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の約6割が緑などの自然環境が良いと感じていますが、更にその割合が増加することを目標とします ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています 	旭川市民アンケート調査
10	災害や犯罪などに対して不安を感じている市民の割合	安全・安心なまちに向けた取組が進んでいるかを市民の意識で計ります	61.5% (H27)	58%	51%	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の約6割が災害や犯罪などに不安を感じていることから、更にその割合が減少することを目標とします ・市民を対象に無作為抽出 	旭川市民アンケート調査

						して行ったアンケート調査の結果を用いています	
	市民の人的災害り災率	事故や事件などの人為的な災害が減っているかを計ります	1.38% (H26)	1%未満	1%未満	<ul style="list-style-type: none"> ・人為的な災害に遭うこと(り災)が1%未満となることを目標とします ・10月1日現在の住民基本台帳人口に対する、交通事故発生件数, 出火件数, 事故救急出動件数, 犯罪発生件数の割合としています 	基準値算式～(交通事故発生件数 813件 + 出火件数 70件 + 事故救急出動件数 1,184件 + 犯罪発生件数 2,731件) / 住民基本台帳人口 347,450人 × 100%
11	本市に愛着や親しみを感している市民の割合	市民が郷土愛を抱くようなまちづくりが行われているかを市民の意識で計ります	77.8% (H27)	78%	80%	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで約8割の高い水準で推移してきており、その水準を維持することを目標とします ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています 	旭川市民アンケート調査
	地域で主体的に活動している市民の割合	市民が主役となってまちづくりが進められているかを市民の意識で計ります	13.5% (H27)	17%	25%	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での行事や活動に主催者や企画者として参加している市民が2割に満たないことから、更にその割合を増加することを目標とします ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています 	旭川市民アンケート調査
	まちづくりに関心がある市民の割合	市民が関心を持てるようなまちづくりが	73.0% (H27)	75%	80%	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の約7割がまちづくりに関心を持っていますが、更にその割合が増 	旭川市民アンケート調査

	合	行われているかを市民の意識で計ります				加することを目標とします ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています	
	ワーク・ライフ・バランスを実現できていると思う市民の割合	男女が能力を發揮し、活躍できているかを市民の意識で計ります	17.3% (H27)	21%	28%	・ワーク・ライフ・バランスが実現できていると感じている市民が2割に満たないことから、更にその割合が増加することを目標とします ・市民を対象に無作為抽出して行ったアンケート調査の結果を用いています	平成 27 年度は独自アンケート、以降は旭川市民アンケート調査
1 2	上川中部定住自立圏形成協定に基づく取組数	日常生活において特に結び付きが強い上川中部 1 市 8 町との連携が進んでいるかを計ります	152 (H27)	162	182	・上川中部 1 市 8 町との連携を推進することにより、基準値より増加することを目標とします	
	北北海道の自治体との連携による取組数	北北海道の自治体との連携が進んでいるかを計ります ※上川中部定住自立圏（1 市 8 町）形成協定に基づく取組数を除く	26 (H27)	28	32	・北北海道の自治体との連携を推進することにより、基準値より増加することを目標とします	
1 3	市役所に対して良い印象を持っている市民の割合	市民と市役所の信頼関係が構築されているかを市民の意識で計ります	39.2% (H27)	43%	50%	・市民の約 4 割が市役所に対して良い印象を持っていますが、更に市民の半数が以前と比較して良くなったと思うことを目標とします	旭川市民アンケート調査
	実質公債費比率	市の借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる経	7.0% (H26)	6.6%	5.8%	・健全な財政運営を進めることにより、基準値より減少することを目標とします	

	費の大きさで、計画的な財政運営が行われているかを計ります					
将来負担比率	将来財政を圧迫する可能性の度合いの大きさを、将来の世代に過度に負担を先送りしない財政運営が行われているかを計ります	90.3 (H26)	86.0%	78.0%	・健全な財政運営を進めることにより、基準値より減少することを目標とします	

■ 成果指標の役割

- ・基本政策に掲げる目標像の達成状況を客観的に計る目安・尺度となるものです。
- ・成果指標の目標値は、施策・事業の組立てや具体的な取組を進める際の動機付けとなります。また、計画の進行管理の際、目標の達成状況を客観的に計りながら、施策・事業の点検・評価にも使われます。

■ 旭川市民アンケート調査の結果を成果指標としたものの目標値設定の考え方

- ・次のような統一的な考え方で目標値を設定しています。

基準値	目標値設定の考え方
第7次旭川市総合計画における目標値を下回っている指標	引き続き同じ目標値を設定
第7次旭川市総合計画における目標値を達成している指標、又は、ほぼ達成している指標 第8次旭川市総合計画から新たに設定した指標	10%増を目標値として設定 (一桁未満の端数は切り上げ) ※誤差(3%程度)を超えて明らかに数値が上昇したと判断できる10%程度の増加を目標値とします。
基準値が70%台の指標	80%を目標値として設定
基準値が80%以上の指標	現状維持を目標値として設定

※中間値は、目標値－基準値の差を按分して算出しています。

※「災害や犯罪などに対して不安を感じる市民の割合」は、10%減で設定し、中間値は基準値－目標値の差を按分して算定しています。

※「スポーツ実施率」は除きます。

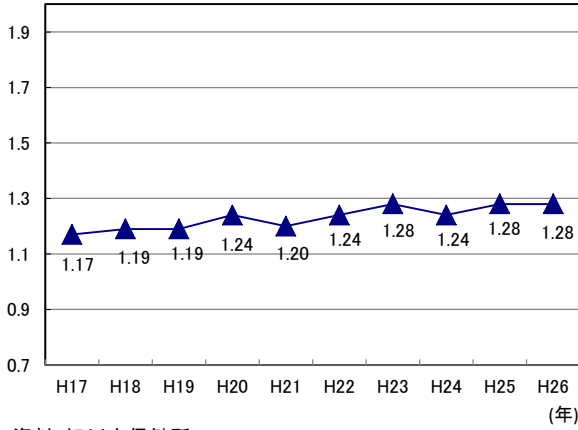
■ 成果指標の推移

各成果指標の推移については、次のとおりです。

※過去のデータがあるもののみをグラフ化しています。

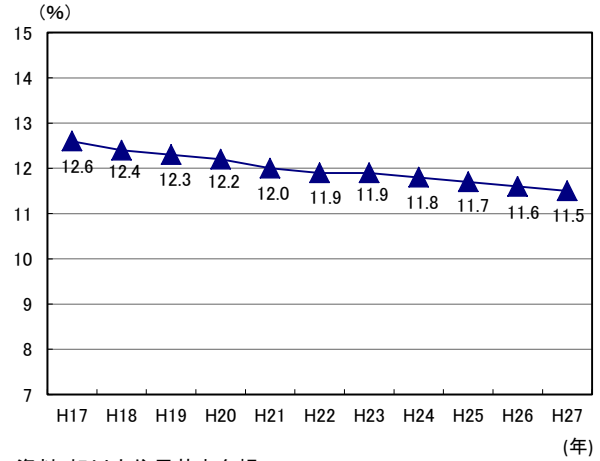
※各指標名のページ数は、別紙「第8次旭川市総合計画 基本計画(案)」の該当ページを示しています。

○合計特殊出生率
(6ページ)



資料:旭川市保健所

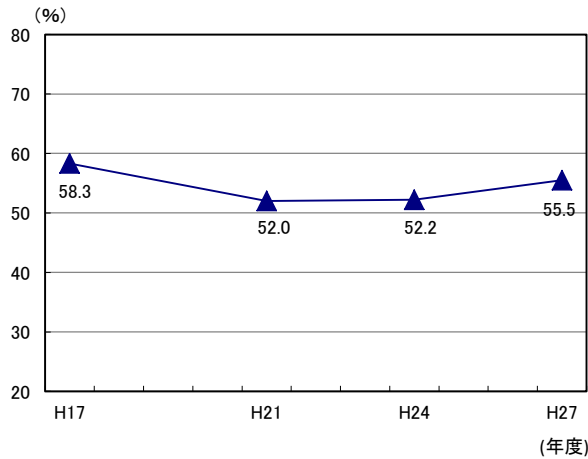
○年少人口割合
(6ページ)



資料:旭川市住民基本台帳

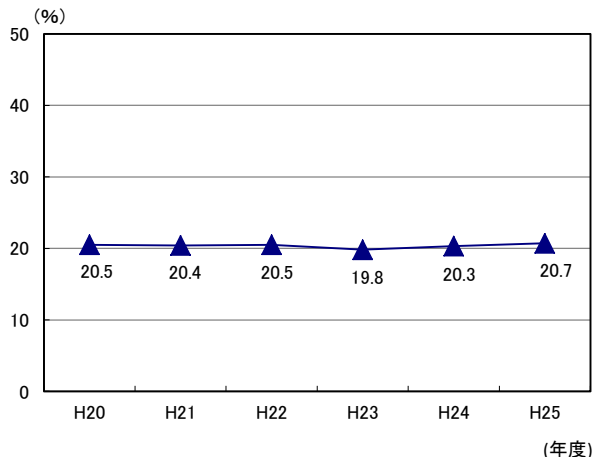
※各年3月末現在。ただし、平成26年以降は1月1日現在。

○子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合
(7ページ, 12ページ)



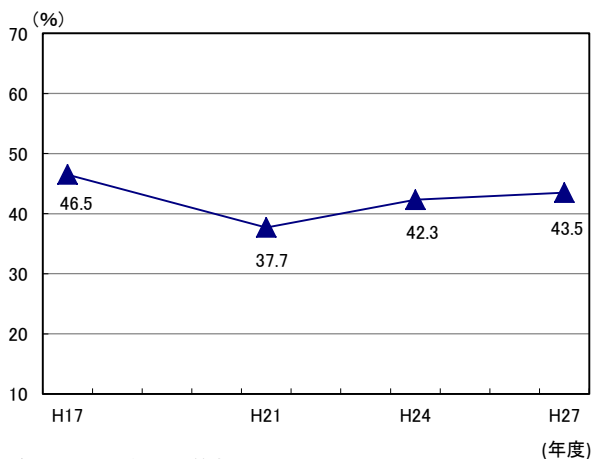
資料:旭川市総合政策部

○特定健診受診率
(9ページ)



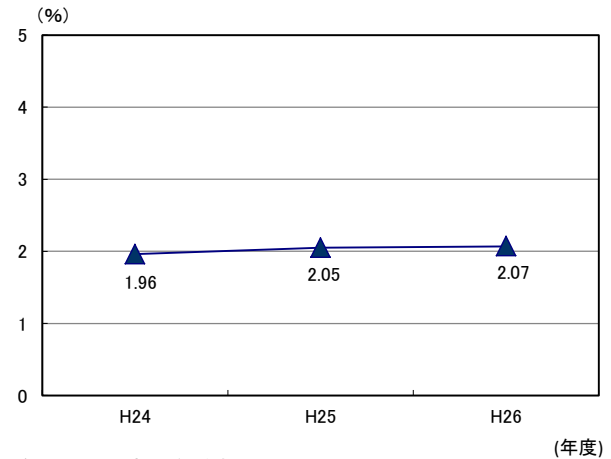
資料:旭川市福祉保険部

○互いに助け合いながら暮らしていると感じている市民の割合
(10ページ)



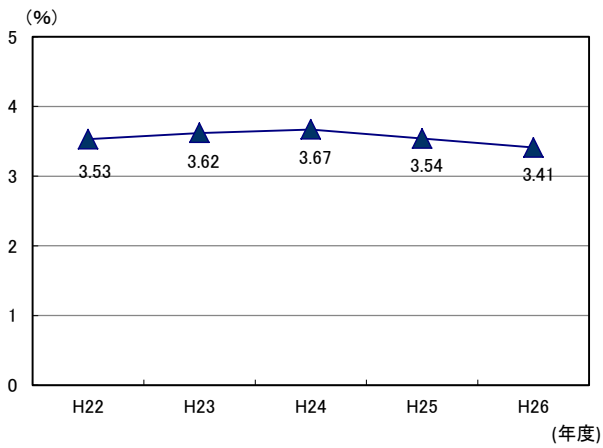
資料:旭川市総合政策部

○障害者の雇用率
(10ページ)



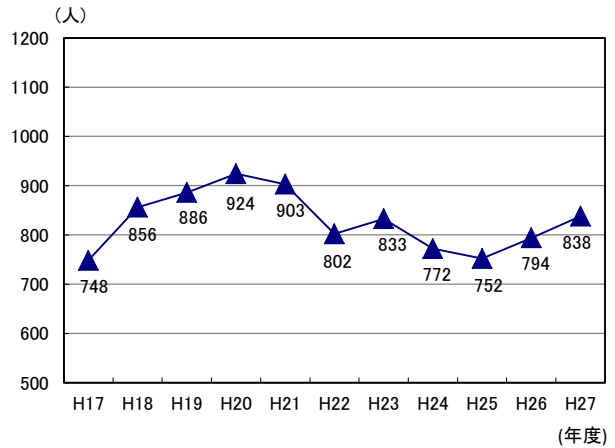
資料:旭川市福祉保険部

○前期高齢者のうち、要介護1以上の認定を受けている高齢者の割合
(10ページ)



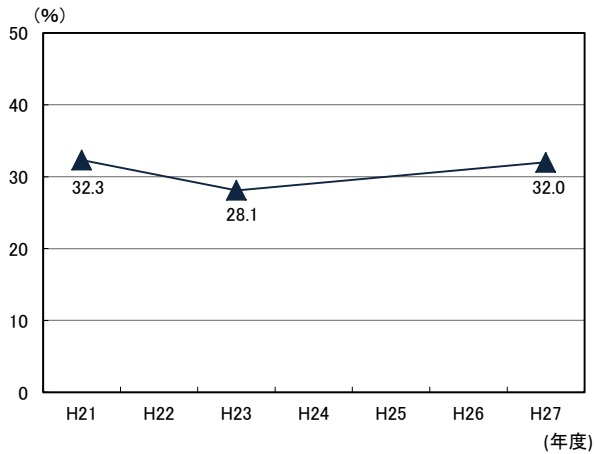
資料: 旭川市福祉保険部

○学習活動及び社会活動における生涯学習ボランティア数
(14ページ)



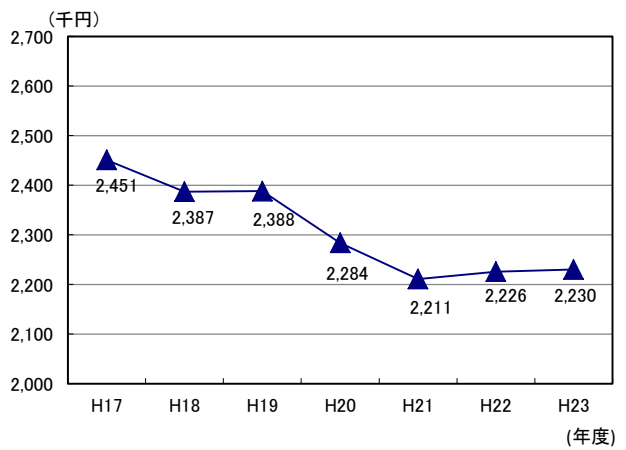
資料: 旭川市教育委員会

○文化芸術活動が盛んなまちであると思う市民の割合
(15ページ)



資料: 旭川市総合政策部, 旭川市教育委員会

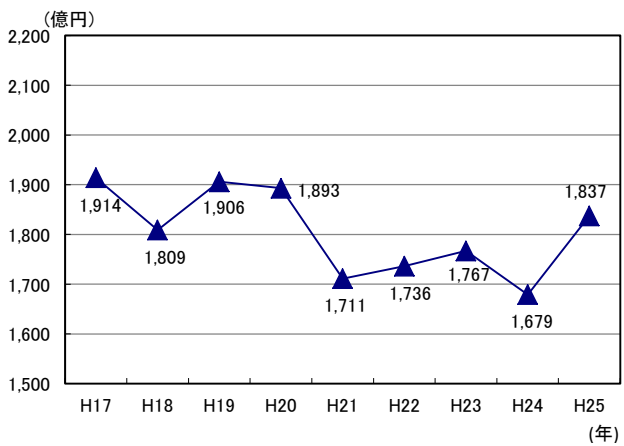
○一人当たりの市民所得
(16ページ)



資料: 旭川市総務部

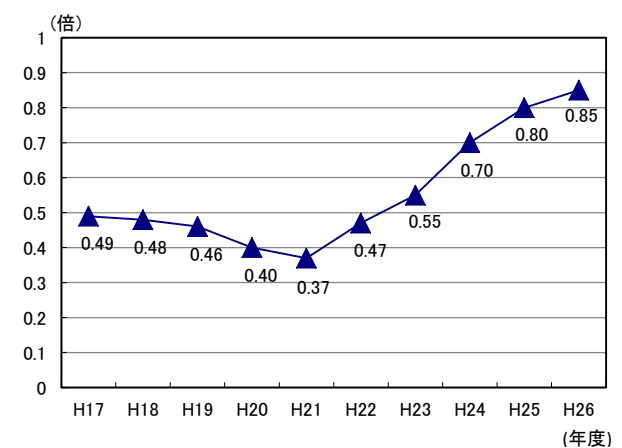
※なお、平成23年度市民経済計算推計結果における基礎資料の改訂等により、過去の数値を遡及改訂している。

○製造品出荷額等
(17ページ)



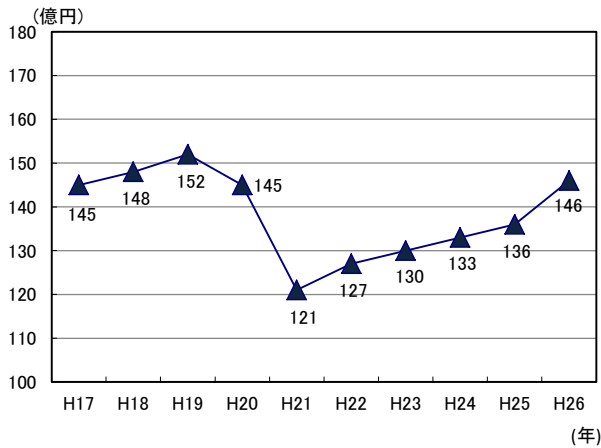
資料: 旭川市総務部

○有効求人倍率
(17ページ)



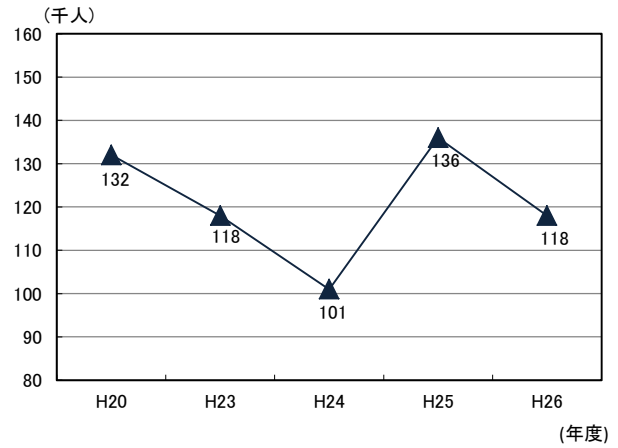
資料: 旭川市経済観光部

○農業生産額
(17ページ)



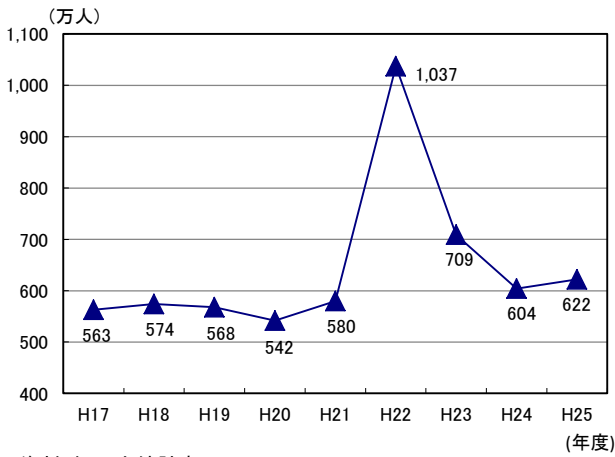
資料: 旭川市農政部

○中心部の歩行者数
(18ページ)



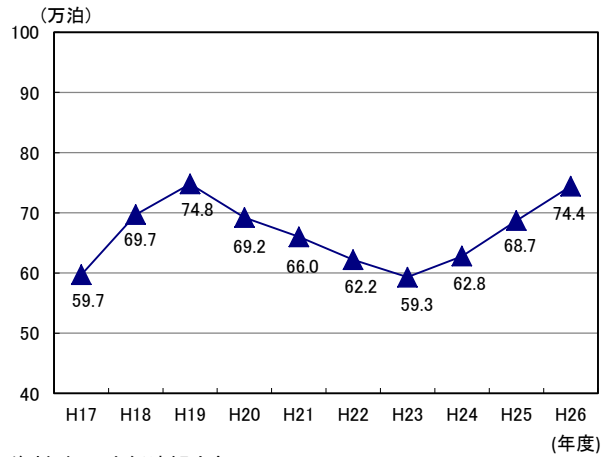
資料: 旭川市総合政策部
※11地点の合計値

○高速交通利用者数
(18ページ)



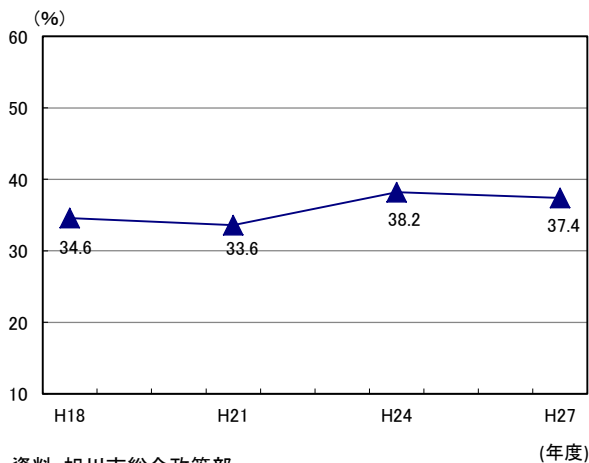
資料: 旭川市統計書
※平成22,23年度は、高速道路無料化社会実験の実施に伴い、高速道路利用者数が増加したことによる。

○観光客宿泊延数
(19ページ)



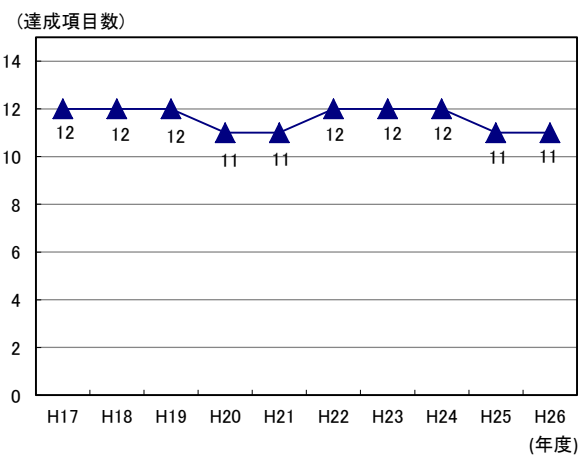
資料: 旭川市経済観光部

○心地よい景観だと感じている市民の割合
(20ページ)



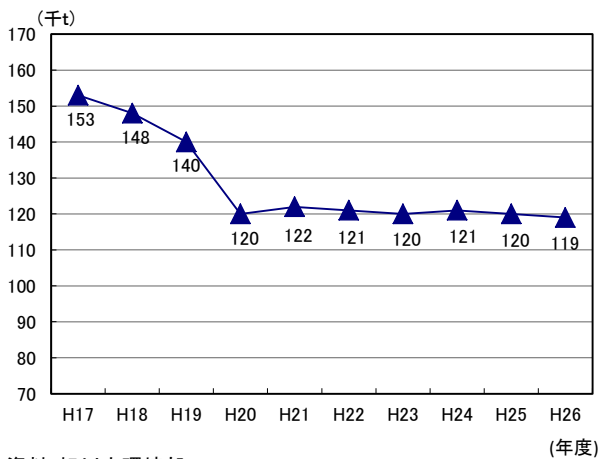
資料: 旭川市総合政策部

○環境基準達成度
(20ページ)



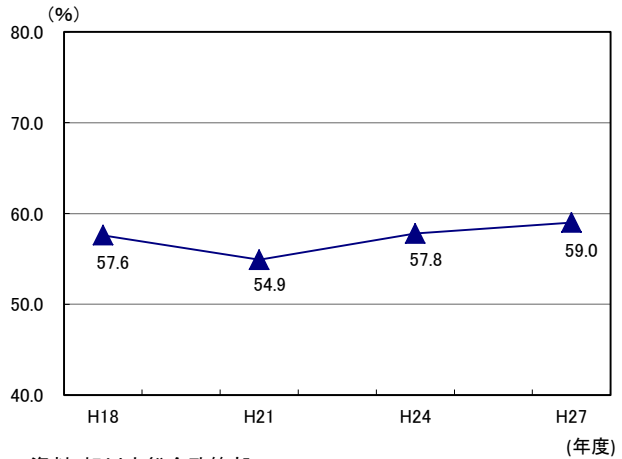
資料: 旭川市環境部

○ごみ総排出量
(22ページ)



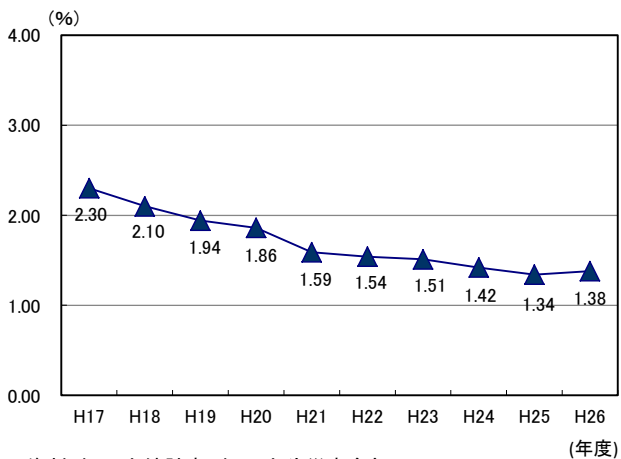
資料: 旭川市環境部

○緑などの自然環境が良いと感じている市民の割合
(23ページ)



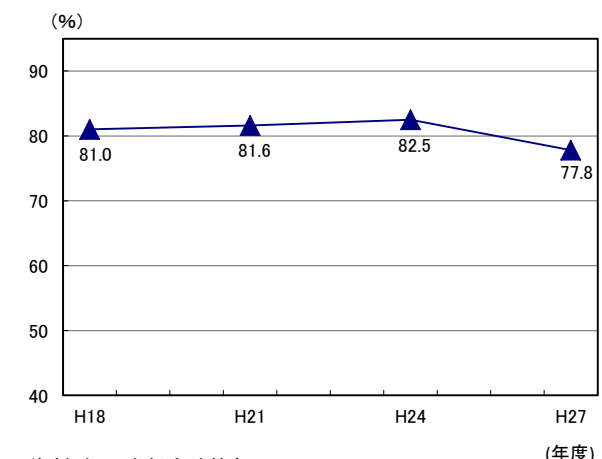
資料: 旭川市総合政策部

○市民の人的災害り災率
(24ページ)



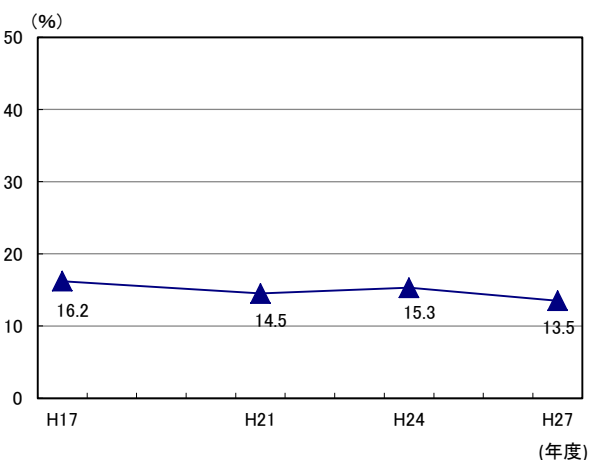
資料: 旭川市統計書, 旭川市防災安全部

○本市に愛着や親しみを感じている市民の割合
(26ページ)



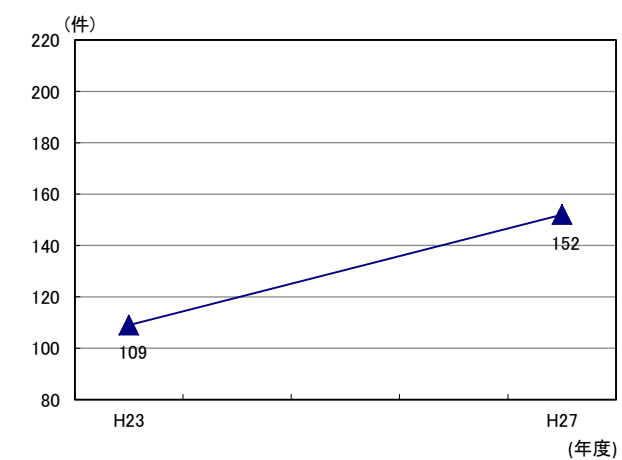
資料: 旭川市総合政策部

○地域で主体的に活動している市民の割合
(26ページ)



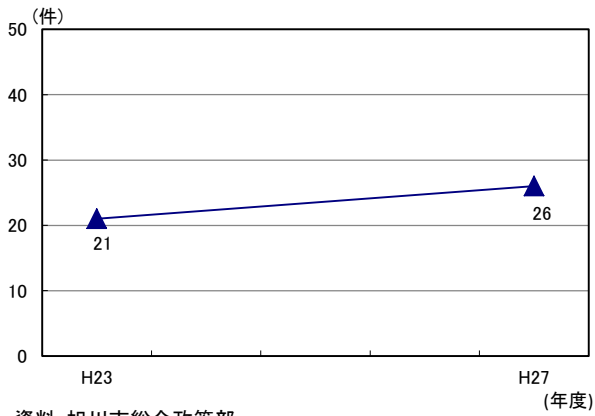
資料: 旭川市総合政策部

○上川中部定住自立圏形成協定に基づく取組数
(28ページ)



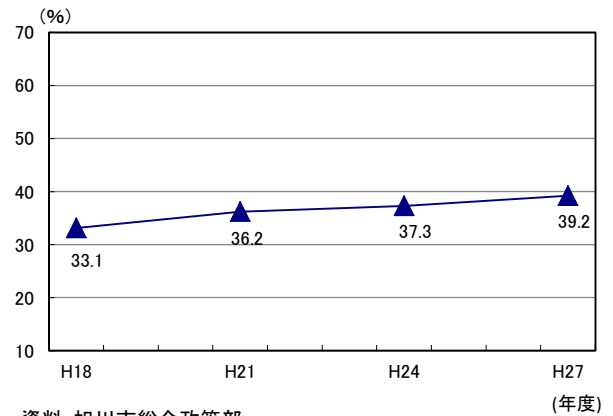
資料: 旭川市総合政策部

○北海道の自治体との連携による取組数
(28ページ)



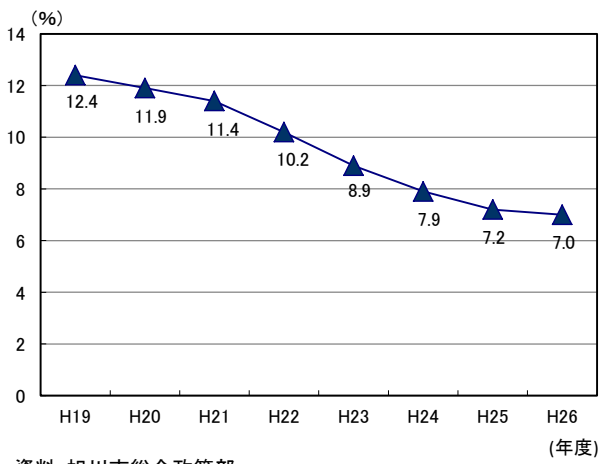
資料: 旭川市総合政策部

○市役所に対して良い印象を持っている市民の割合
(30ページ)



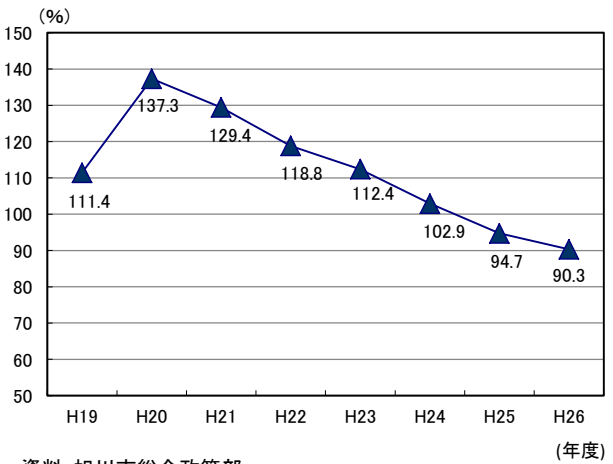
資料: 旭川市総合政策部

○実質公債費比率
(30ページ)



資料: 旭川市総合政策部

○将来負担比率
(30ページ)



資料: 旭川市総合政策部